

## 平成19年第336回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成19年3月12日(月曜日)午前10時開議

#### 日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(16名)

1番	鈴木一夫君	2番	大木義正君
3番	熊田宏君	4番	栗崎千代松君
5番	渡辺正美君	6番	柏村栄君
7番	諸根重男君	8番	吉田伸君
9番	藤井精七君	10番	棚木良一君
11番	角田秀明君	12番	十文字重康君
13番	須藤羊一君	15番	遠藤守君
17番	永沼義和君	18番	根本信雄君

#### 欠席議員(1名)

16番 松谷正良君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	長野崎吉郎君	助役	塩見俊夫君
教育長	関根直次君	企画経営課長	渡辺正樹君
総務課長	内藤正昭君	税務課長	蛭田武良君
町民生活課長	長岐敬一君	保健福祉課長	芳賀光男君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	須藤修平君	都市建設課長	坂本明司君

上下水道課長 根本 孝一 君 収入役職務  
代理者兼 熊田 建一 君  
出納室長

教育次長兼 藤田 実 君 生涯学習課長 水戸 光男 君  
学校教育課長

行革推進室長 坂路 寿紀 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小林 伸幸 主幹兼  
局長補佐 水戸 邦夫  
兼次長

---

#### ◎開議の宣告

○議長（根本信雄君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

会議に先立ち報告いたします。

16番、松谷正良君から欠席する旨の届け出がありました。

(午前10時00分)

---

○議長（根本信雄君） 日程に入る前に町長から発言を求められておりますので、直ちに議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

(午前10時01分)

---

○議長（根本信雄君） 再開をいたします。

(午前10時07分)

---

#### ◎町長の報告

○議長（根本信雄君） 先ほどの議会運営委員会の開催は、町長からの発言を求められての協議でしたので、ここで町長の発言を許します。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 皆さん、おはようございます。

発言をお許しいただきまして、ありがとうございます。

さて、発言の趣旨でございますが、今定例会の初日、平成19年度施政方針をご説明申し上げましたが、施政方針のIV、平成19年度行財政改革の方向性、9ページ（3）まちづくりの再建、項目⑨番の議員定数と報酬の見直しについては、現在、議会の議員定数等調査特別委員会で審議されておりますので、⑨番の削除をお願いいたします。

以上です。

---

### ◎一般質問

○議長（根本信雄君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

通告に従いまして順次質問を許します。

---

### ◇ 須 藤 羊 一 君

○議長（根本信雄君） 通告1番、13番、須藤羊一君の一般質問を許します。

13番。

〔13番 須藤羊一君登壇〕

○13番（須藤羊一君） おはようございます。

先日、財政県下ワースト3の報道を受けまして、財政の現状と再建策の説明会を実施いたしましたが、当町の財政シミュレーションをもとに県が診断した財政診断結果を提示して説明をしなけりなかつたのではないかというふうに考えておりますので、説明しなかつたことの原因を伺います。

次に、財政再建の説明会で中学校改築の説明がありましたが、なぜか耐震補強については校舎の大規模改修7億円の提示がされただけでありました。中学校校舎耐震補強に伴う大規模改修費7億の内訳と体育館・プールの改築の費用を伺います。また、これに要する財源の内訳についても伺います。

次に、中学校を耐震強度が基準に満たないことを理由に改築するならば、同様の診断が出ている小学校及びいまだに診断を実施していない幼稚園・保育園等の対応及び安全確保策についてたずねます。

次に、中学校改築に要する総費用は30億円、補助金が約10億円、町民負担は約20億円であります。中学校の耐震補強及び大規模改修費プラス体育館・プール改築費の総額が約12.5億円で、町民負担は約8.5億円の試算が当局にはあるというふうに考えておりますが、私の試算では、矢吹小学校校舎耐震補強プラス校舎改修費、その他の費用で約1.2億円あります。耐震基準強度に劣るもう一つの小学校の補強プラス改修費用もほぼ同額といたしまして、総額約2.4億円あります。耐震強度診断をしていない幼稚園・保育園が補強及び改修を要するとして約1.5億円を見込み、これらを合計すると総額約16.4億円で、国からの補助金を入れると町民負担は約11億円あります。中学校改築費の町民負担が約20億円、町内の耐震基準強度に満たない教育施設の補強プラス改修の費用の町民負担総額が約11億円とすれば、中学校1校の改築を選択するのではなく、耐震基準強度に劣る町内の教育施設の補強プラス改修を選択し、将来の宝である子供の生命の安全と安全安心な学習環境を早急に確保するとともに、町民負担を軽減することが政治であると考えますが、政治判断の

基準はどこにあるのかを伺いたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（根本信雄君） ただいまの13番、須藤羊一議員の一般質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 13番、須藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、県が町財政を分析した結果を町民に提示しなかったわけについてのおただしではありますが、ご存じのように、本町の財政が厳しい状況にあることから、福島県の財政診断を受けました。その財政診断結果は議員の皆さんにご報告させていただいたとおりであり、町ではこの財政シミュレーションと診断結果の内容を反映し、財政再建3カ年計画を取りまとめたところであります。

分析した結果を町民に提示しなかったのかのおただしではありますが、町民説明会で配付した資料は、その内容を町民の皆様にはわかりやすく説明するために、例えばシミュレーションや各種データについてはグラフ化するなどの工夫をして作成したものでありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、矢中学校舎耐震補強に伴う大規模改修の内訳及び体育館・プール改築を含む総工費及び財源の内訳についてのおただしではありますが、矢吹中学校改築事業関係につきましては、去る1月30日から町内4カ所で実施いたしました財政再建町民説明会の中でも、予定の建築経費等につきまして概要をご説明させていただいたところでございます。

まず初めに、矢吹中学校校舎を補強する場合の大規模改修などの経費についてでございますが、平成12年度に見込みました数値では、A・B・C棟全体で約6億7,400万円となっております。その内訳でございますが、補強費、解体費（仕上げ込み）で2億9,000万円。大規模改修費3億100万円、その内訳は天井、壁、床、照明、換気、給排水、電気設備、消防設備等を含んでおります。仮校舎4,000万、その他工事、階段手すり等で1,700万円、設計監理費で2,600万円となっております。

続きまして、体育館及びプールの改築を含んだ総工費でございますが、今申し上げました校舎の補強経費に、本年1月末に完成しました基本設計時点の体育館建設費約4億2,000万円及びプール約2億3,000万円を足しますと、合わせて約13億2,400万円となります。この財源内訳は、国庫補助金3億2,200万円、内訳としまして補強・大規模1億6,300万円、体育館1億2,300万円、プール3,600万円です。起債としまして6億7,200万円、内訳は補強・大規模で3億8,300万円、体育館2億100万円、プール8,800万円。一般財源としまして3億3,000万円、内訳として補強・大規模1億2,800万円、体育館9,600万円、プール1億600万円となっております。

次に、耐震基準に満たない診断が出ている3小学校、3幼稚園及び1保育園の子供たちの命と施設の安全を確保する対策はというおただしではありますが、矢吹町では、昭和46年1月1日以前建築の旧耐震基準に該当する矢吹中学校と矢吹小学校旧校舎の耐震診断を平成9年度に実施いたしました。善郷小学校体育館、中畑小学校北校舎、中央・中畑・三神の各幼稚園及びあさひ保育園の園舎につきましては、これから耐震診断を実施し、その結果を踏まえて補強や改築を決めていかなければなりません。なお、矢吹小学校につきましては、補強が必要であるとの診断結果が出ております。

町では、これまで中学校改築について検討してまいりましたが、これは中学校が他の学校等に比べて最も古

く、耐震診断ではA・B棟が改築、C棟は補強との結果が出ているものの、平成13年度の矢吹中学校整備委員会において、体育館・プールを含めた総体的な整備が必要であるとの報告を受け、以来、体育館・プールの改築等を含めた校舎改築に向けた検討を行ってまいったところであります。耐震診断を行っていない他の小学校、幼稚園、保育園につきましても、当然のことながら、子供たちの安全対策を講じなければならないと考えております。

しかしながら、ただいま申し上げましたように、まず最初に中学校の整備を行い、中学校以外は未実施の耐震診断を行いながら、危険度の高い順に年次計画で整備していくという考え方で進んでまいりました。今後できるだけ早く、未整備の施設についても計画的に整備するよう努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、教育施設及び保育施設の改築あるいは補強、町長の政治判断の基準についてのおただしであります。私は、改築あるいは補強の判断をする場合の基準は、文部科学省で策定した学校施設耐震化推進指針に基づき、判断してまいりたいと考えております。なお、判断に当たっては、子供たちの教育環境にも配慮するとともに、建物の建築年度、耐用年数や老朽化の状況からの判断も必要であると考えております。これは、補強と判断した場合に、補強工事によって耐用年数が延びるわけではないことから、補強後に改築が必要となります。その費用対効果等も総合的に検討し判断しなければならないと考えております。

このようなことを基本とし、町の財政状況を勘案しつつ、町民の声を参考にしながら判断してまいりたいと考えております。子供たちが安全に、そして安心して勉強できる環境づくりを進めてまいる所存でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（根本信雄君） 13番議員、再質問はございませんか。

13番。

○13番（須藤羊一君） 最初の、県の診断結果についてですが、町がつくった財政シミュレーションに県の診断結果が反映したものを説明したということは理解しています。しかし、それを反映したものをつくったとしても、住民は、やはり住民として知る権利というものがありますので、または今のご時世のように情報公開、透明な行政というふうなこともありますので、やはり住民は反映されて——加工されたものではなくて——その原材料をそのままやっぱり目にして、住民みずから判断していくという姿勢が必要だったというふうには私は考えております。そういうことです。

次に、今、改築についてのお話がありましたが、改修をしなければならないという判断が出ているということなんですが、これは県の判断、国の判断として、改修という言葉は必ずしも強制力を伴った言葉ではない、これはあくまでもそのように善処すべきだという意味合いのものでありますから、それにとらわれる必要はない。やはりそのときの財政状況等を踏まえながら、あとは町民意向を踏まえながら判断していくというのが、私は政治的な判断ではないのかなというふうに思います。それで、先ほどの、文部科学省の判断を政治判断のもととするというふうなことがあります。それでは行政職員としての判断であって、私は政治家としての判断ではちょっとないのかなというふうに思うわけでございます。やはり、政治というのは、矢吹町全体の安全、安心、安定というものを考えていかなければならないというふうに考えておりますので、その辺の見解の違い

が出たのかなというふうに思います。

それと、耐用年数があって、今補強してもその後すぐに改築ということになるというのですが、耐用年数というのは、ご存じのように、これは税務上または税務処理上の言葉でありまして、それを町長とかが言われるような意味合いでとると、わかりやすいのは皆さん持っている自家用車です。それが耐用年数が来れば、じゃ、それは、それ以降は乗れないのか、乗ったら危ないのかということになりますから、それは皆さんご存じのように、そんなことはあり得ない。そのためにも2年に1回の、または3年に1回の車検というものを受けているわけでございますから、それで悪いところがあればその都度修理をするというふうにして、耐用年数を過ぎても安全な車で生活を伴っているというふうな現状がありますので、学校に限って耐用年数が問題というか、耐用年数を取り上げて、これは改築しなければならないというふうな理由には全く該当してこないというふうと考えております。

2回目はこのぐらいで。

○議長（根本信雄君） 13番、須藤羊一議員の再質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、13番、須藤議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の県の診断結果、これを住民の方に説明をしなかったと、町の方でシミュレーションに反映したということではありますが、それについては原本を町としては説明すべきではなかったかというようなおたがしでございます。

私も、県からの財政診断については十分に吟味をさせていただきましたし、その県の財政診断に基づいて、町は町なりの基本的な考え方に基づいて加工をし、住民にわかりやすく説明できる、そういう資料をつくったというふうに理解しておりますので、須藤議員にもその点についてはご理解をいただきたいと思っております。

さらには、改築として、国・県の方から指導を仰いだということについても、それは強制力を持たないと、ですから、それらについては聞く必要がないというような、そういうふうな考え方で説明があったと思っておりますが、町としましても時期・場所については町民との説明会の中で、十分に住民の方との判断をしていく考え方を持ちながら、財政状況についても十分にそれを勘案しながら、中学校以外についても、さらには小学校、幼稚園、保育園等についても計画的に判断していくというのは私の政治判断でございますので、その点については、必ずしも私の考え方がないということではなくて、私の政治判断に基づいて改築をし、さらには小学校、幼稚園、保育園についても計画的に整備していくというような私の判断でございますので、それについてもご理解をいただきたいと思っております。

それから、耐用年数について須藤議員の方からおたがしがありましたが、それはあくまでも税務上の処理上の問題であって、改築・補強の目安ということについてはまた別の次元だということでございますし、さらに車に例えて、乗れる車については逐次、その都度補修をしながら乗ることができるのではないかとということでございますが、しかしながら、私は、危ない車、危ない建物について、その都度修理をするということになりますと、本当に危ないというようなことがわかっていながら、それを改築しないことについてはいかがなものかというふうに考えておりますし、また、その都度修理というようなことを言われますが、費用対効果、さら

にはもっと効率的なものが補強より改築という、そういう私の判断に基づいて、改築というふうに決断をさせていただきますので、その点についてもご理解をいただきたいと思っております。

以上で再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（根本信雄君） 13番議員、再々質問は。

13番。

○13番（須藤羊一君） 県の財政診断についてなんですが、これは、行政と町長がそれをもとに判断するのは結構なんですけれども、これはやっぱり住民主権ということもありまして、これは行政と町長がそれに基づいて判断するのは大変結構。だけれども、住民主権で、住民が判断することは、また別な意味合いがあります。ですから、そこは行政だけがそれをもとに理解していればいいという話ではなくて、やはり住民にも事細かに、判断できるような資料提供、材料提供というものはすべきだろうというふうに考えております。

それと、先ほど、私の判断、私の判断ということが数度出てきておりますが、町長の判断が、これが、極論かもしれないんですが、町長の判断が合っているかどうかというのはわかりません。これを決めるのは町民ですから。ですから、そのひとりよがりな判断で、財政状況なり経済状況も考えないで、改築なら改築というふうに独断的に進行してしまうのはいかがなものかというふうに思うわけでございます。

やはり、町長も前々から、住民の考え方をよく聞いて、住民とよく話しして、いろいろそれを酌み取りながら町政に当たっていくというような趣旨のことを前々から発言されているわけでございますから、どうも私から見ると、かたくなに学校を改築するんだと、改築しかあり得ないんだというふうな考えがありありと浮かんで見えるわけなんでございますが、そうではなくて、やはり住民ともども、真剣に我が町の将来というものを含めて考えた上で結論を出していただきたいというふうに思うわけでございます。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（根本信雄君） 13番、須藤羊一議員の再々質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 13番議員、須藤議員の再々質問についてお答えいたします。

まず、1点目の県の財政診断について、行政と町長だけが判断したというような、そういうおただしでございますが、住民の主権ということについて矛盾するのではないかとございまして、決して私は矛盾するものではないと。そして、行政と町長だけが判断したのではなくて、これは町にとって最適であろうという判断のもとに、町のシミュレーションと県の財政診断に全く相違が見られるものでもございませぬし、なお、住民の方に理解しやすいように、そういったことで、より理解しやすいような資料を添えて作成していただいたということでございまして、須藤議員のそういった考え方ではないということをご理解をいただきたいと思っております。

それで、2点目の、私の判断、私の判断というようなことで、町長の判断だけが正しいわけではないと、これについては私もごもっともだと思っております。決してひとりよがりではございませぬ。それを判断していただくのは議会の皆様であり、さらには町民であろうというふうに思っております。議会の方では、議会全員協議会も含めて、こうして議会の場で皆様の判断をきちっと受けながら私自身も判断していきたいと、決定し

ていきたいという姿勢については今までどおりでありますし、住民についても、住民説明会を何度も開催させていただいて、民意を反映するような形でそれらについては決定してまいりたいと、そういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

さらには、3点目に中学校の建設の方法を、かたくなに改築をとということで町長は考えているのではないかとございしますが、これらについても今までの経過を見ていただければ、須藤議員にもご理解いただけるかと思います。中学校の建設については、先ほどの答弁の中でも話をさせていただきましたように、以前から中学校の建設検討委員会があって改築の方向という、そういった住民の方向性も打ち出ささせていただきましたし、議会議員の皆様にも矢中の建設特別委員会等を開いていただきまして、中学校の改築の方向性は議会の皆様からも方向性として打ち出しさせていただいておりますので、そういった方向に基づいて、中学校の改築ということで方向性を定めたということをご理解いただきたいと思います。

以上で再々質問の答弁を終わらせていただきます。

○議長（根本信雄君） 以上で、13番、須藤羊一君の一般質問は打ち切ります。

---

#### ◇ 十文字 重 康 君

○議長（根本信雄君） 続きまして、通告2番、12番、十文字重康君の一般質問を許します。

12番。

〔12番 十文字重康君登壇〕

○12番（十文字重康君） 通告に従いまして一般質問をやらせていただきたいと思います。

平成17年12月に一般質問をやらせていただきまして、もう2年になるわけですがけれども、私はレギュラーメンバーではありませんから、この壇に立つと非常に緊張しますし、また、足が若干震えてまいります。のどが渇いてどうしようもないので、水を飲ませていただきました。

今、須藤議員も非常にいいことを言っています。車の耐用年数を引用して、何も耐用年数が来たから廃棄処分してしまわなければならないということではないという、これはいい発想だと思うんです。というのは、こういうことがあるんです。私が平成9年から12年まで議長をやったんですけれども、そのときに予算委員会で、町長の公用車がもう耐用年数を超えていると、いつどこで壊れるかわからないと、危険きわまりない車だと、だから買いかえるんだと、こういう説明が予算委員会であったんです。それで、もっともだなと、行政の長が乗る車なんだからやっぱり故障のない、安全に乗れる車がいいんだろうということで、予算委員会では承認をしたと、そういう経過があるわけです。

そして、何カ月かたって議会に来てみましたら、その使用に耐えない車を議長車に使ってくれという話になりまして、がっかりしました、はっきり言って。議会と町当局の関係というのはそういうものなのかなということで、非常に私ものがっかりした経験を持っております。ですから、いまだにその危ないという車を、後ろにおられる根本議長がまだ乗っているんです。故障なんかしませんよ。私も福島にも行きましたし、東京にも行ってきました。耐用年数を過ぎた車ですがけれども、全然問題がないんです。そういう意味でいうと、やっぱり須藤議員の考え方も一理あるのかなということを痛切に感じさせていただきました。というのは、財政難ですよ、矢吹町は。財政難ですから、やっぱり使えるものは使っていくという、そういう「いたまし運動」とい

うものはやっぱり生かされて当然だというふうに私は考えております。

こんなことをやっていますと時間過ぎてしまいますから、進めてまいりたいと思いますが、財政再建計画についての説明会がございまして、そして矢吹町の現状について野崎町長からあからさまにされたということは、私は評価に値するというふうに考えております。これは隠しておいても解決する問題ではないと、きちんと野崎町長が、矢吹の財政状況はこうですよ、ですからみんなで解決の道を探りましょうという、そういう提案については、私は一定の評価ができるというふうに考えております。ただ、矢吹町のそうした厳しい現状を、マスコミを呼んで、そして他に公表するということがいかなものかということを考えます。はっきり言って、矢吹の恥を全国にさらすなんていうことは、決して好ましいことじゃない。矢吹町に発生した問題は矢吹町の町民が解決する、矢吹町の議会が、そして町当局の職員が一体になって解決する。そういう取り組みの姿勢というものがあべき姿ではないかというふうに考えております。

それで、財政再建計画説明会の中で、議員不要論というものが出てきたそうです。議員は何もしなかったんじゃないかと、今日の原因を招いたのは議員の責任だということをして一般の町民の皆さんからご指摘を受けたということは、非常に私も残念至極であります。私も議会議員として、ことして24年になります。私は、その状況状況に応じて町当局に提言をし、そして改善を求めながら今日に至っております。議員はそれぞれの立場でしっかりした理念を持って、町当局に対して政策提言やら、あるいは改善策を提示して、そして毎日の議会活動を送っているわけです。それで、議会のその行政改革に対する考え方も、それぞれの議員がそれぞれの立場で検討した改革案というものを提示して、そして町長の方に上げております。その内容について一般の町民の皆さん方はおわかりをいただけないということについては、非常に残念な結果であるというふうに考えております。それで、議員不要論が出た関係もありまして、私としては、それじゃ、議員はどうあるべきなのか、議員に与えられた権利・権能をどう果たすべきかということについて、若干考えてみたいというふうに考えております。

前の県知事の松平知事さんの秘書の渡邊五郎三郎先生という方がおられまして、この先生の著書の中に「私の地方政治家論」という、そういう冊子があるんですけども、その中にこんなふうにかかれております。これは私、読みますから。昔、中国では、皇帝政治の誤りを正すために宦官という制度があって、その時代の宦官であった劉安世という人は、殿中虎というあだ名があるほどに厳しく皇帝をいさめたことで有名である。現在の議会議員の使命は、この働きとともに、執行部が出した政策を審議し、賛否を決めて政治の方向を決定するものである。したがって、国家国民のためになるかどうか、あるいは町民のためになるかどうかを考えるものであって、それが議会議員の原点だというふうにかけております。しかし、矢吹町の議員にはおりませんが、自分の地域に何か予算を張りつけていただきたいみたいな感じになって、猫のようにおとなしくなっている議員もよその議会にはおられるようでありまして、そういうことであっては議会の権利・権能を果たすことはできないということをして「私の地方政治家論」の中で説いておられました。まさしくそのとおりだなというふうに考えております。

それで、何だか本論になかなか入れませんが、もう一つは、野崎町長が掲げる協働のまちづくり、その基本理念について意外と語られていない。この件について、私なりの持論を展開したいというふうに考えております。

〔「時間なくなるよ」と呼ぶ者あり〕

○12番（十文字重康君） そうだな。質問の内容については、事細かく私は通告してありますから、ですから、おわかりいただけるだろうと思いますので、そちらの方は簡潔に進めますので。

それで、私は花火が大好きなんです。花火が大好き。ぱっと咲いてぱっと散る。そういうのが好きなんです。ですから、人生なんていうのは、地球上の歴史、2億年、3億年とも言われています。その歴史の中での私どもの人生なんていうのは花火みたいな存在ですよ。まばたきすれば消えてしまうような存在ですよ。人生80年なんていうのはそんなものですよ。だから、私もぱっと咲いてぱっと散ろうかなと思ったんですけども、なかなか散れないで現在まで24年もやっていますけれども、これは恥を忍んでやらせていただいているわけですけども、それで、私は全国の花火という花火はほとんど見るようにしています。毎年1カ所ずつ、花火を観賞しているんです。去年は片貝の花火大会に行ってきました。片貝の花火大会というのは、三尺玉を上げる花火大会として非常に有名なんです。それで、それを一回ぜひ見たいということで行くと。片貝というのは人口1万ぐらいの町ですよ。その人口1万ぐらいの町で、日本一の花火大会を開催するんです。スポンサーなんかだれもいませんよ。みんな町民が手づくりで日本一の花火大会を企画しているんです。それが伝統的になっているんです。それはどういうことかということ、結婚すると花火預金というのをやるんだそうですよ。皆さんがやるんです、町民皆さんが。そして、その花火預金というものは何に使われるんですかと聞いたら、子供の誕生のときに誕生記念の花火を上げるために使うんだと。あるいは還暦記念、あるいは学校の入学記念、そういう各種記念行事に花火を上げるためにみんな貯蓄をしながら、そして町の花火大会を盛り上げるために町民が協力し合って進めているんです。ですから、いろいろ言われているんです。いや、矢吹町は大きな企業がないから、スポンサーがないから、そんなことはできないだろうというのは全くの誤りで、まさに協働のまちづくりの原点を見たような気がいたしまして、これが協働のまちづくり、支え合いのまちづくりの原点だなということを痛切に感じさせていただいた次第であります。

そういう視点から、やっぱりその行財政改革というものを、やっぱり内に厳しく外に優しいものでなければならぬと。というのは、私のこれは主張なんです。私の特許なんです、これは、はっきり言って。町長も最近何かまねていただいております、非常に私も、ああ、おれの言っていることも大した間違っていないんだなということを感じさせていただきまして、非常に喜んでいただいておりますけれども、それで、2年前、平成17年12月の議会で質問した、町民の森建設構想というものを私が発表いたしました。永沼議員にしかられました。おまえ、こんな財政が窮屈なときに、そんな夢みたいなこと言っているんじゃないと言われてまして、その町民の森の建設構想と、これもまた永沼議員の特許である中学校建設は運動公園にという発想、これを取り入れさせていただきました。また、柏村議員が、東京都の築地市場を売却して臨海都市に市場を持つてくると、それによって差し引き2兆円の税収が東京都に転がり込んでくると、そういう事例もあるんだよということ私に指摘していただきました。

そういうことを含めまして、中学校の森建設構想というものをまとめさせていただきました。これは、議会広報でもきっちりと載せていただきたいと思います。行革というのは非常に暗いものだ、そういうことではなくて、やっぱり行革にも夢があってもいいんじゃないかということで、そういう提案をさせていただきました。今までの行政というのは、森を壊す行政というものをやってきたんです。開発という名のもとに森を壊し

てきた、自然を壊してきたんだと。ですから、一つぐらいは自然を再生するようなプロジェクトがあってもいいんじゃないかと、そういう理想を描かせていただきました。

それは、平成17年12月の議会で町民の森構想というのをやったんですけども、つい最近、世界の一流建築家と言われている安藤忠雄さんという建築士が地元の学校の建設の設計依頼を受けたということで、テレビのインタビューを受けていました。そしたら、自然の地形を壊さないで学校をつくると。そして、その周りは子供たちに卒業記念に植樹させていくんだというようなことを言うておられました。私が17年に言ったことを去年言い始めたんです。私より1年遅いんです、安藤忠雄は。ですから、私が主張するのは、手前みそになりますけれども、福島県初ですから。あるいは全国初と言えるかもしれません。それはちょっとオーバーなんですけれども、福島県では初めての発想だというふうに考えております。

ですから、今、矢吹の財政の困窮したその原因というものは一体どこにあるのかと。類似町村で、何で矢吹町がこれだけ悪いんだと。それは、幾つかの政策の失敗がはっきり言うてあります。その責任の一端は私にもあります。私も議会議員生活を長くやっておりますから。運動公園の用地を取得するのに7億5,000万かかったんです。金利を含めると9億円かかっているんです。その償還が、現在8,700万ずつ償還しているんです。利用計画の立たない用地に毎年毎年8,700万の税金を、町民の血税を払っているというのは、税金のむだ遣いのこの上ないものだということを考えております。町民の皆さん方も恐らくそうだろうというふうに考えております。

ですから、柏村議員が指摘されたように、やっぱり資産価値の低いところに学校を建設して、資産価値の高い現在地を売却して財源に充てると。それが財政赤字団体すれすれの矢吹町の選択肢ではないかということを考えて、提案をさせていただいている次第であります。

議会議員全員は、運動公園に学校建設をということで方針は固まったんです。それが、永沼学校建設特別委員会委員長の手によって、この議会で中間報告がなされているんです。学校は運動公園に建設すべきだと。それは議会的一致した見解です。そして、それが全会一致で承認されたんです。だれも反対する人いませんでした。それで、議会としては町当局に、学校はやっぱり運動公園につくるべきだと、そういう提案をさせていただきました。そのときの矢吹町の説明はこうでした。運動公園の用地取得に要した9億円の経費の償還というものは、学校建設をするということになると用途変更をしなければならない。運動公園から学校建設用地に用途変更しなければならない。用途変更がなされた時点で、直ちに償還計画に入らざるを得ないと。学校建築でも大変なのに、運動公園用地の償還計画、年間8,000万、9,000万の償還をダブルに支出するようでは財政がもたないと。だから、ここはひとつ、現在地に建設してはどうかということがあったものですから、いや、それでは仕方がないだろうと、野崎町長も苦労するだろうということで、議会ではやむなく承認した経過がございます。

しかし、その後、福島県の発表で財政力指数24.3%というのが発表されてきて、今、議会でも、町民の間でも、非常に学校建設に対する考え方が揺れ動いております。その一つが、耐震補強でもいいんじゃないかという発言があるということは、今までの手続論を廃止しても、なるべく早く子供たちの安全を、安心を保障できるような方法があれば、そういう選択肢も当然考えてしかるべきなんじゃないかという世論、議会の世論、全員の皆さん方の考え方、そしてなおかつ町民世論もそういう方向で動いているのではないかというふうに考え

ております。

それで、町民の森の建設構想については、森を壊す行政から森を再生する中学校建設を進めるべきだと。中学校を運動公園に建設して、現在地6ヘクタールを売却して建設財源にした方がいいんじゃないかと、記念樹の森を約10ヘクタールつくると。運動公園の中央に20町歩あるんですから、22ヘクタールあるんですから、その中央に、さわやかな森に囲まれた矢吹中学校を建設する、体育館も、そしてサッカー場も、そして野球場も、陸上競技場もつくると。そして、ゴルフの練習場もつくる。そして、その周りに、中学生の卒業記念あるいは還暦記念とか、成人祝いとか、誕生記念とか、結婚記念とか、各種記念の植樹のスペース10ヘクタールをつくる。そして、子供たちが卒業したときには、自分の卒業記念の木を植えていく。そして、その周りにはオーナーの森というものをつくる。要するに、田内の森とか、あるいは大和久の森とか、あるいは三城目の森とか、あるいは曙町の森とか、そういう森を、それぞれの地域が分担してつくっていく。そうすると、10年たったら、福島の花見山公園や、あるいは大桑原のつつじ園のようなすばらしい公園ができる。その公園の中に矢吹中学校が建設される。子供たちは花を見ながら、自然環境を楽しみながら学園生活が送れる。こういう理想をやはり描くべきだということで、私は中学校の森建設構想という構想を発表させていただきました。

それに対して、町長にどうしろどうしろということではないんです。そういう考え方もありますよということですから、答弁は簡潔で結構ですから。いや、そんなことは全然問題にならないと言えばそれでも結構ですから、ただ、感想だけはお聞かせをいただきたいというふうに考えております。

次に入ります。大分時間なくなりましたので、次、これも日本初ですから。日本で私と同じような発想をしている議員はだれもないと思う、国会議員でもいませんから。はっきりこれは自信を持って言えるんです。

私は、白い館で、よくお酒飲みするんです。白い館は、皆さんご承知のように、厨房を持たないんです。それで、餃子は矢吹一流のあたごの餃子、そしてすしは王将のすし、そして鈴嘉の刺身をとっているんだそうですよ。ですから、みんなおいしいんです。すばらしくおいしいんですよ。そして安いんですよ。それは何でかと聞いたら、いや、厨房がうちではないんだと、厨房を持っていないんだと。だから、厨房にかかる経費がかからない、調理師頼む必要がないんだと。お客さんが来たら、お客さんの人数分だけ注文して、そして食材を供給すればいいんだと。だから非常に合理的なんですよ。

私、はっと思いました。学校給食費にかかる予算というものは、トータルでいくと1億円以上ですよ。給食費プラス厨房の管理経費。厨房の管理経費は、年間5,000万から6,000万、矢吹町でかかっているんですよ。厨房の管理経費、五、六千万かかっているんです。その厨房の管理経費をゼロにしましょうと言っているんです、私は。矢吹町にも外食産業いっぱいあるでしょう。矢吹の学校にそれぞれつくられている厨房を、矢吹町の外食産業に置きかえて、外食産業から直送して学校給食を提供する。そういう方式をとれば、管理経費5,700万、現在かかっているんです、これはもう完全にゼロになりますから。

それが本来の行革だと。行政にはまだまだむだがありますから。ですから、内に厳しくやりなさいというのはそういうことなんです。職員の給料を下げろというのは、私は余り賛成しないんです。職員だってやっぱり相当の知識を持った職員じゃなければ、今の時代、務まりませんから。ですから、給料を下げても待遇が悪くすると、賢い職員が集まってこないということになれば、やっぱりそれは行政を預かる職員の知的水準が下がるということになりますと、これはまた将来的に大きな問題になりますから、ですから、給料以上の働きができ

るような環境を町当局がつくっていただければ、私は給与についてはそれほど高いとは思わない。ただ、給与を払った分だけ仕事ができるような環境をぜひつくっていただきたい。それは、町も議会も、あるいは町職員も一体になって行革に取り組むという姿勢があれば、まだまだ町民に負担をかける、水道料金10%上げる、あるいは公共施設の利用料金10%上げる、すべて手数料を含めて全部上げる、そういう負担を強いる前にやるべきことがもっとあるんじゃないかと。

例えば、今、私が提案している厨房レス学校給食、やっただけで5,000万削減できるんですから。そういう発想を生かすのが職員の皆さんですよ。職員の皆さん、しっかりやっていただければですよ。行財政再建説明会では、職員がやらないからだめだ、議員がさっぱりやる気がないからだめだという質問がいっぱいあったそうです。私は出ませんでした、はっきり言って。申しわけありませんでしたけれども。私が出れば、やっぱりこういう議論になりますから。そしたら、町長と私がこんな形で議論したらば、行財政再建説明会なんていうのは成り立ちませんから。ですから、私は遠慮させていただきました。その状況は皆さんから聞かせていただきますということで、遠慮させていただきました。その辺についてはご理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（根本信雄君） 十文字議員、あと5分です。

○12番（十文字重康君） じゃ、早速進めてまいります。

それで、平成の学校給食革命ということで書かせていただきました。革命ですから、これは。今まで日本でどこでもやったことないんですから、矢吹町だけがやろうというんですから。これは革命ですよ、はっきり言って、革命です。これは改革じゃない、革命ですから。

それで、簡潔に説明をしますけれども、きのうまでの学校給食というのは調理室が設置されていたと。あしたからは町内外食産業に分散委託する。管理経費が年々五、六千万かかっていたと。管理経費はゼロになりますよと。それは白い館方式ですよと。そして、きのうまで各小中学校の学校給食の厨房管理費、これは将来的にゼロになりますよと。矢吹町の給食方式はみんなばらばらですから、各小中学校、全部方式が違うんですから、それを統一する。給食提供の一元化を図る。そして、行革から厨房の施設改善の予算が圧縮されるおそれもあると。そして、今のところは業者に、矢吹町の子供たちに食べさせる給食はすべてお任せだと。町内外食産業との連携を強化することによって、町が直接関与できるようになる。あるいは、専門の調理師が今以上の調理ができるようになると、そういうことです。

それで、下に、右側、学校給食安定供給フローシートというものを書かせていただきました。各学校に肉食産業が仕出しをする。そうすると、子供たちが配ぜんをして学校給食を食べると。これは今の方式と同じです。ただ、町内の肉食産業、仕出し屋、弁当屋、食堂屋さん、ホテル等、いろいろあります。今、矢吹町でもいろいろ大変な時代を迎えておりますので、そういう肉食産業の活性化を図りながら、厨房レス学校給食を実現しようということでございます。当然、その献立については、栄養士の指導のもとに献立表をつくっていくということでございます。もちろんその食材については、町内の八百屋さん、肉屋さん、農協、直売所等から直接肉食産業が購入すると、そういう方式なんです。

それで、平成の学校給食革命というような、大げさなタイトルで考えさせていただきました。これについて町長の感想をお聞かせいただきたい。悪いなら悪いで構わないです。私は再質問いたしませんから。

それで、最後に、矢吹中学校部活にゴルフクラブを導入してはどうかということを、今から2年前に提案させていただきました。それから何の音さたもないんです。それで今回、質問通告をさせていただきましたら、町長の町政報告でゴルフ場を創設するという方針が、施政方針演説の中で示されました。そういう方針が決まっているのであれば、私があえて中学校のゴルフクラブ導入について再度質問する必要なんかなかったんですから。

私は、本会議2日前に、教育委員会の丹内君から私のところに電話が入りまして、それで、「十文字さん、質問についてどう考えているんですか」と言うから、いや、ゴルフ場の創設については、今ゴルフというものはもう大衆スポーツ化していると、一昔前はブルジョアのスポーツだなんて言われていまして、特権階級しかできなかったと。しかし、今はこんな安いスポーツはないと。そして、年齢を超えて、男女の性別を超えて楽しめるスポーツはないと。そのスポーツの教育というものは、全国どこも中学校でなされていない。そんなことはない。

私も今、ゴルフやっていますけれども、苦勞しているんです。やっぱり基礎的な訓練を受けていないから、苦勞するんです。おれ、中学校時代にゴルフクラブがあって、少しでもやっていたら……（テープ反転）……もっといいスコアで回れたのになとつくづく感じているんです。ですから、もう大衆スポーツ化したゴルフ部を……

○議長（根本信雄君） 十文字議員、あと1分です。

○12番（十文字重康君） はい、今すぐ終わりますから。

導入してはどうかということを提案したんです。

そしたら、私が通告したら、私が質問する前に何か町長が決めていただいたということでありますから、私としては非常に手際の良い判断だったなということで、非常に感謝を申し上げておる次第でございます。ですから、もしそのようなことであれば、いや、十文字、おまえの言っていることはわかったと、それで創設することにしたと言え、私今度、登壇して質問する必要もなかったんだと。

ですから、私は思うんです。町当局と職員との一体感が最近欠如しているんじゃないかと。一方では、どういう内容ですかと聞いているんですよ、2日前に。そして2日たつたら創設するという、施政方針に盛り込まれているんですよ。ということは、教育委員会と町当局の一体感がないということですよ、これは。

そういうことも含めて、私は役場職員にもしっかりと働いてもらおうと。そして、町当局ともっと協調し合うという姿勢、議会と妥協する、町民と妥協する、そして職員と妥協する。妥協ということはいい言葉じゃありません。しかしそれは、妥協というのは、耳を傾けるということなんです。そういうことなんです。そうすれば、もっといい政治が実現できるんじゃないかと、そういうふうに思っております。

以上で一般質問を閉じさせていただきますが、私、いろいろビジョンがありますから、これからは毎回質問させていただくことにいたしますが、何か議員の皆さん方は、十文字の話なんか聞きたくないという議員さんがもういっぱいなんです。だから、私はずっと皆さんの意見を2年も3年も黙って聞かせていただきまして、そしてたまには、1回くらいは我慢していただくということで質問をさせていただきました。

答弁は簡潔、明瞭。十文字の言っていることはもっともだ、あるいは、いや、そんなこと考えられない。結構ですから。ただ、こうしろああしろじゃないですから。ただ、こういう考え方もあるんだということを提言

させていただきました。

必ず、いい種をまけば、その種はすくすく成長して、芽を伸ばし、花開くと私は思っているんです。私のビジョンは今取り入れられなくても、必ず、いつの時代かには採用され、花開くときが来るんだらうという自信を持って提案をさせていただきました、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（根本信雄君） ここで、町長に答弁を求める前に暫時休議いたします。

(午前11時13分)

---

○議長（根本信雄君） 再開をいたします。

(午前11時23分)

---

○議長（根本信雄君） 先ほどの12番、十文字重康議員の一般質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 12番、十文字議員の質問にお答えいたします。

なお、本題に入る前に、十文字議員からいただきましたご意見について、私なりの見解を説明させていただきますと思います。

住民説明会のマスコミの報道については、これは町が意図したものではないというふうに明言をさせていただきますし、また報道内容については、矢吹町、頑張れといった応援メッセージだというふうに受けとめさせていただきますいております。

また、協働のまちづくりについての貴重なご意見、ありがとうございました。今後のまちづくりに参考とさせていただきますと思っています。

さて、本題に入りますが、初めに、総合運動公園用地に中学校建設をすることにより、財政再建及び早期着工が図られるのではとのおただしについて、答弁させていただきます。

中学校の建設位置は、平成14年に矢中づくりワークショップが当時の生徒及び教職員並びに幼稚園、小学校及び中学校のPTAの皆さんを対象に実施したアンケートにより、現在地での改築を要望する声が多かったことが明らかになりました。その結果等を受け、平成16年度に行った改築設計業務の指名コンペ及び平成17年に実施した設計者選定委員会による選定作業、そしてこのほど完成した基本設計の策定など、町民を含む数多くの関係者がかかわった今までの経過は、現在の校舎敷地での建てかえという前提のもとに進められてきたものであり、また多くの住民が同様の認識をしているものと理解しております。

総合運動公園用地に建設するというのであれば、財政再建効果及び中学校移転など、従来にない理解を前提に、今までの過程の変更と現在の中学校敷地売却計画等に対する町民の合意形成が必須となり、同時に、先ほど述べました、今まで実施した改築のための作業等をもう一度やり直す必要が生じます。また、移転により、財政再建計画には見込まれていない新たな財政負担の発生の懸念もあります。これらの状況をかんがみ、現時点では現在地での改築計画を進めてまいりたいと考えております。

総合運動公園用地の活用については、有効な利活用について議会や住民の皆様からの提言をいただきながら、中学校建設の負担軽減も視野に入れ、検討してまいりたいと考えておりますが、十文字議員からのご提言も踏まえ、議会との論議を深めるとともに、住民説明会等での合意形成を図りながら慎重に方向性を見きわめさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、現在の教育委員会の試算によると、総合運動公園予定地に移転した場合は、造成費や減価償却が済んでいないD棟、給食棟の建てかえと補助金返還等の経費が加算し、約38億9,500万円の概算経費となります。また、中学校用地を宅地造成して販売した場合、概算で収入は、約90区画を坪7万円で販売したと仮定した場合6億900万円、支出は道路や上下水道整備ほかで3億9,400万円となり、利益は2億1,500万円と予想しております。これを差し引くと、36億8,000万円の経費が必要となります。現計画で改築した場合の試算は約32億円であることから、現在の土地に中学校を建築した方が4億8,000万円ほど安くできる試算となっております。また、このような宅地造成を行うような財政負担ができるかなどの検討も必要となってまいりますので、この件についても協議を進めてまいりたいと考えております。

さて、十文字議員がご提案された町民の森構想については、町民総参加による中学校づくり、すなわち協働のまちづくりの精神が根底にあるよううかがえます。その点においては私も全く同感であり、町民の多くが学校の建設、ひいては学校の運営にかかわることにより、地域と密接なつながりを持ち、同時に地域に愛される矢吹中学校を目指してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、平成の学校給食革命への挑戦、保護者に優しい学校給食の実現についてのおたただしであります。本町の学校給食につきましては、ご承知のとおり、民間業者へ委託してありまして、自校調理方式で町内全小中学校で実施しております。子供たちに安全安心で、よりよい給食を提供すべく、地場産米や野菜生産組合等の皆様の協力を得て、地産地消を目指した給食と、子供たちへの食育としての学校給食に努めているところでございます。

十文字議員のご指摘の学校給食経費につきましては、平成17年度決算では、調理場の光熱水費、施設管理費等で約1,300万円、民間業者への調理業務委託費で約4,000万円かかっている状況にあります。町財政が厳しい中で、これらの維持管理費当の節減、給食費の保護者負担の軽減につきましては、我々の職責に課せられた真剣に取り組まなければならない課題であると感じております。今後とも、学校給食のさらなる安全面や経費節減のため、よりよい方策を検討してまいりたいと考えております。

十文字議員より提案のありました、町内の外食産業に完全に委託して、厨房レス学校給食の導入によって管理経費ゼロを図ってはどうかということではありますが、学校給食の受託業者としての適正等も考慮し、調査・研究してまいりたいと考えております。なお、今後、導入に向け、前向きに、段階的に検討するよう、教育委員会へ指示してありますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

次に、矢吹中学校に部活としてゴルフを導入してほしいとおたただしでございますが、これについては十文字議員の方から、町当局と教育委員会の間でそごを来していたことについて、まず謝罪させていただきたいと思っております。今後、希望生徒の保護者と学校、町内ゴルフ場やゴルフ愛好団体等による協議により、用具・練習場所の調達、指導者、その他の体制づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

十文字議員の最後の考えのとおり、町に花を咲かせるよう努力してまいりますので、重ねてご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（根本信雄君） 以上で、12番、十文字重康君の一般質問は打ち切ります。

---

◇ 栗 崎 千代松 君

○議長（根本信雄君） 続きまして、通告3番、4番、栗崎千代松君の一般質問を許します。

4番。

〔4番 栗崎千代松君登壇〕

○4番（栗崎千代松君） 通告に沿って一般質問をさせていただきます。

我が町の平成17年度の累積の借金額は、179億円というような金額がずっと聞かれてまいりました。ただ、16年度の金額が184億円でしたし、15年度も187億円、13年度からずっと180億円台の累積の借金を抱えてきております。ずっと世の中が高度経済成長の時期でまちづくりにお金をかけることのできた、そういう時代が長く続いてきましたので、借金を抱えるようなことがあったとしても、それはいろいろな補助を受けて、お金をかけたまちづくりをすることができたということだったと思いますが、ただ、少しずつ交付税が削減されてきて、ちょっと前には3カ年計画がずっと計画をされておりましたけれども、その3年後の見通しも立たないので、3カ年計画も見送るといいますか、3カ年計画がなされていなかった状況にあったと思います。

そういう中で、行革推進室ができて、集中改革プランを立てて行財政改革を進めてきていたと。そういうやききに、県内ワースト3だというような新聞報道があって、一挙に我が町の財政状況は極めて大変な状況なんだということが役場内あるいは町内に蔓延したというような状況だったのではないかと思います。借金の金額によって本気になった、慌てたということではなくて、県内でワースト3番目だったという、その順位でかなり本気にならざるを得なかったというか、気がついたというか、刺激になったというか、そういうような状況だったと思います。それがわかってから、集中改革プランを変えてといいますが、さらに厳しくするような形で、財政再建3カ年計画を策定をして現在に至っているというようなことだと思います。

同じ3カ年計画でも、もともとの3カ年計画は、お金をいかに使うかという3カ年計画だったと思うんですが、今、我が町で3カ年計画を立てているのは、いかにしてお金を使わないようにするかというような、同じ3カ年計画でも大きくさま変わりをしている3カ年計画になっていると思います。財政シミュレーションによれば、今後、数年間は単年度につき、大体2億3,000万円の事業費削減をする、そして公共料金などの値上げ、そういったことも行いながら財政の立て直しを、まさに町民と協働で実現をしていかなければならないという状況にあるわけです。

そういう状況の中で、町民に理解を得るための共通点は何なのか。町民の方々にとっても、町当局にとっても、まちづくりに対して、今後、矢吹町を永続的に支えていくためにともに頑張らなければならない、そういう意味での共通点は何であるかということをお伺いいたします。

次に、中学校建設についてですが、平成19、20、21年の3カ年に関しては、中学校建設をした場合の何もしなかった場合の赤字額が7億9,000万円になると。それを、いろいろ手を加えて7億5,000万円の削減を図って、

その上でさらに中学校建設基金の3億円の積み立てをするというような計画になっております。なかなか、離れわざではないかというような感じもするんですが、その3年間で捻出をする中学校建設基金積み立ての3億円の中身といたしますか、内訳をお伺いいたします。

平成22年から25年の4年間、中学校建設のために普通建設事業費の圧縮を予定しておりますが、恐らく中学校建設費ですべてを使って、それ以外の普通建設費は多分ないんじゃないかというように思うんですけども、ないのかどうなのかについてお伺いをいたします。

次に、平成23年、24年の2年間に県の振興基金の借入れを予定しておりますが、その借入れの金額は幾らを予定をしているのかをお伺いいたします。

次に、小学校英語の必修についてお伺いをいたします。

昨年3月、国の中央教育審議会外国語専門部会から、小学校5年生より英語の必修の提案というか、提言がなされました。全国的にかなり英語については取り組みをしている、文部科学省の調査によれば、公立小学校の、2006年度で、全国で2万2,031校のうちの95.8%の学校が何らかの形で英語を教えているということだそうです。

それから、昨年の6月、7月にアンケートをとった、子供用英語教材を手がけているという会社が実施をしたデータによれば、子供の英語教育は幾つから始めるべきかという設問に対して、乳幼児期から始めるべきだというのが56.1%、小学校低学年からが21.3%、両方含めると77.4%になるというようなデータでした。幼児期から小学校高学年までを全部含めると91%というかなり高い数字で、英語教育は早いうちに子供たちに習わせたいというような環境にあるというようなデータが出ております。

ただ、私は、そうじゃないんじゃないかというような意味で質問をしているわけですが、札幌の農学校のクラーク先生が「少年よ、大志を抱け」という言葉を言っております。私なんかも、社長になりなさい、お金をもうけなさい、大臣になりなさい、そういうために頑張りなさい、大志を持ちなさいというような意味合いで教わってきました。しかし、大人になってから、実はその先に続く言葉があるということを知りました。その先に続く言葉というのは、大志を持つというのは、金銭や利己的得のためではないんですよ。世の人々の名誉と称するその実、むなしきことのためならず。そういうことのためでもないんですよ。じゃ、何のために大志を持つべきなのかと。それは、人として、「しかあるべき」あらゆることを達成せんとする大志を持つべし、というように言っているという文章が後に続くそうです。

今、我が国では、親が子供をあやめたり、子供が親をあやめたり、最近の状況では、学校給食費も払わないというような大人がいたりという、言ってみれば人として基本的な、あるべきことが欠如しているのではないのかと。そうすると、人間として必要なものを構築していくというのは、幼少時期が一番大切であるだろうし、自分の周りにあまたある、たくさんある言葉、言語、そういうものを通して人生観とか、人間としての極めて深い部分の大切なところを覚えていく、理解していく、感じていく、そういうようなことが多分欠如しているのではないのかと。

ですから、せめて小学校時代の年代は、国語に親しむ時間を多くして、人として、まさに「しかあるべき」あらゆることを達成していけるような環境づくりをするべきだということに思いますので、私としては小学校時代は国語に親しむ時間を多くした方がいいというように思いますが、教育長はどのように考えているかをお

伺いをいたします。

○議長（根本信雄君） ただいまの4番、栗崎千代松議員の一般質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、栗崎議員の質問にお答えいたします。

初めに、財政の立て直しを町民と協働で実現するのに、町民に理解を得るための共通点は何であると考えるかについてのおただしであります。私は、1つ目は、財政再建団体転落阻止であると思います。財政再建団体に転落すると、国の指導によって、町民の意向に関係なく財政の再建が進められることから、絶対に阻止しなければなりません。

2つ目は、総合計画を中心としたまちづくりの推進であります。これは、町民の皆さんと協働でつくり上げた第5次矢吹町まちづくり総合計画に基づき、計画的な自治体経営を進めることです。

施政方針でも申し上げましたが、この総合計画を実現するために、現在取り組んでいる課の運営方針と目標をより発展的に位置づけ、成果重視の目標管理型として主要事業や事務事業、行革の実施項目等を年間スケジュールとして計画的に進めていきたいと考えております。年度当初に目標を設定し、年度中間に進捗管理及び次年度の政策大綱への反映を行い、年末にはその実績を最終報告として取りまとめ、課題について次年度へ継続するという一連の作業をサイクルとして行い、これらの過程をすべて町ホームページ等で公表いたします。また、まちづくり総合計画に計画してある主要事業及び事務事業を変更するときには、議会の議決を得ることとしております。

このように、みんなで決めた計画に沿って、事業実施内容等を透明化することにより、町ではどのような事業をどのような考えで実施し、どのような成果を残したかを町民の皆様にはわかるように公表することです。

3つ目は、情報の積極的な公開による情報の共有であります。

4つ目は、郷土愛であると思います。郷土愛があり、それゆえ、自分が属する町への帰属意識が生まれ、それが愛町心へ至ると思っております。

このような取り組みを行うことにより、住民から信頼される行政運営に取り組むとともに、住民協働のまちづくりを進めることが重要であり、住民の理解を得るため必要であると考えております。

続いて、中学校建設に関する質問に対する答弁をさせていただきます。

まず、平成19年度から平成21年度までの3年間で捻出する中学校建設基金3億円の内訳についてのおただしであります。中学校建設基金は中学校改築のための財源として必要不可欠なものであり、3年間で3億円の積み立てを計画しています。おただしの件の3億円の内訳は、現在町が所有している遊休土地の売却によって約1億4,000万円の積み立てを見込んでおり、残りの1億6,000万円については、借金の返済金であるところの公債費が毎年4,000万円程度の減少及び行財政改革などに伴う支出減少分などを積立金に充てるよう計画しています。現在の厳しい財政状況の中、このような多額の基金積み立てを行うことは容易ではありませんが、財政再建計画に基づき、不退転の決意でこの計画を遂行してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご支援、ご協力をよろしく願いいたします。

次に、平成22年から25年度の4年間、中学校建設のために他の普通建設事業費が実施できない状況になってしまうのかとのおただしについてですが、中学校の建設事業費は、平成20年度から24年度までの5年間で、一般財源で約10億円を要するものであり、その間の各種事業は、議員ご指摘のとおり、必然的に圧縮もしくは延期する必要が生じてきます。しかしながら、中学校建設の財源捻出のために普通建設事業の圧縮ありきではなく、各種行財政改革による内部的経費の圧縮が第一であり、その次に対象となるのは普通建設事業の圧縮という優先順位でこの期間の行政経営を図ってまいりたいと考えております。

中学校建設の実施期間中は、確かに苦しい財政運営を強いられます。しかしながら、緊急的かつ町民の生命及び財産の保全にかかわる真に必要な事業は、万難を排し、取り組んでいく所存ですので、ご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、平成23、24年に県振興基金の借入れは幾らを予定しているのかを伺うとのおただしですが、福島県市町村振興基金からの借入れについては、中学校建設事業のうち、学校教育施設等整備事業債の対象とならない校舎等解体工事及び敷地造成工事費用約2億円を見込んでおります。なお、基金の充当率は要件に応じ75%から、最高で100%となっております。しかし、振興基金の貸付金総額は決まっているため、他の市町村でも借入れを予定している場合、要望額全額を借入れできない可能性もあります。

現在、県との具体的な協議はまだ進めておりませんが、今後、県南地方振興局を通じ、県本庁と調整をしまして、一般財源負担の軽減を図るため、あらゆる努力をしていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（根本信雄君） 答弁を求めます。

教育長、関根直次君。

〔教育長 関根直次君登壇〕

○教育長（関根直次君） 4番、栗崎議員の教育行政についての質問にお答えをいたします。

おただしのとおり、中央教育審議会の外国語専門部会は、2006年3月に、小学校でも5年生から英語を必修化すべきとの報告をいたしました。英語は国際語であること、約95%の小学校が何らかの形で英語に取り組んでいること、中学校への接続がスムーズにいくことなどが主な理由であります。これが正式決定されますと、文部科学省は学習指導要領を改訂し、2010年度にも導入される可能性があるとの報道されました。

これに対して、大学教授など学者グループが、当時の小坂文部科学大臣に「小学校での英語教科化に反対する要望書」を提出しております。その主な理由は、英語学習は開始年齢が早いほどよいという主張は根拠が薄い。中学生になってからでも、動機づけが適切であれば高い能力がつけられる。2つ目は、小学校には英語指導に十分な知識と指導技能を持った教員が絶対的に不足している。3つ目は、国語教育と密接に連携して行うというが、連携についてのビジョンが提示されていない。4つ目は、学力低下の抜本的な対策が求められている中、その検討を待たずに英語の必修化を決定するのは望ましくない——などであります。

また、現在の伊吹文部科学大臣も就任早々、英語は国際社会で必要かもしれないが、まず日本人としてしっかりした日本語を話さなければならないとの談話を述べるなど、文部科学省内でも揺れ動いている気配が感じられます。

こんな中、現在、矢吹町では、すべての小学校に英語指導助手を派遣し、総合的な学習の時間を活用して本物の英語に直接触れるなどの体験を通して、英語になれ親しませ、国際化教育に力を入れております。もちろん幼稚園や保育園にも派遣して、幼児から英語に親しむ手だても講じてきています。町教育委員会といたしましては、これからも小学校等へはこの体制で対応をしていく所存であります。

私は、早くから英語教育を行うことによるメリットも多々あると思う反面、小学校の英語教育の必修化といっても、週1時間の指導で果たしてどれほどの効果が期待できるのか、さらに教科化して、5、4、3、2、1などの評価などをするようになったら、かえって早くから英語嫌いをつくってしまわないか、さらに学校週5日制や授業時間の削減によって指導時間の時数の少ないときに英語の割り込むすきがあるのか、そしてすべての小学校に英語の堪能な教師を果たして配置できるのかなどの問題点も多いことから、急いで学習指導要領を改訂して朝令暮改にならないよう、十分論議されるよう希望し、これからの推移を見守っていきたいと思います。

なお、最後になりますが、栗崎議員の言う国語教育の充実については、私も個人としては全く同感でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（根本信雄君） 4番議員、再質問は。

4番、栗崎議員。

○4番（栗崎千代松君） 町民と協働でということについての共通点については、転落防止であるし、まちづくりの総合計画あるいは情報の共有とか、郷土愛というような答弁をいただきました。

実は、勝手に想像していた項目が入っていなかったというところがあるんですが、お互いに痛みを分かち合うということが必要ではないのかなというように思います。その痛みとは何なのかということについては、やはり一生懸命やっているといっても、一生懸命やっていることがしっかりと相手に理解してもらえるという状況がなければだめなんだろうと思います。ですから、そういう部分は、時間や内容がなかなか大変だというように思います。でも、それはやっていかなければならない部分ではあるんですけども、とりあえず一番単純明快に理解をしていただけるのは、やはりお金の問題だろうと。使用料を取るということは、取られる痛みということからすれば、やはり一番わかりやすいのは人件費を3カ年計画のうちだけでも考慮に入れるべきではないのかというような思いがしますが、その辺について町長のお考えを再度お伺いいたします。

それから、県の振興基金の借入れについては、おおよそ2億円程度ということで、それも状況によって可能かどうかということもあるというような答弁でした。それはわかりました。実質公債費比率というものの中に県の振興基金の借入れも算入されるのかどうなのかというような、よく言われるやみ起債とは違うんだろう、県を通してなので、というようには思いますが、念のために、その実質公債費比率の中には算入されるのかどうなのかということについてお尋ねをいたします。

○議長（根本信雄君） 4番、栗崎千代松議員の再質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、栗崎議員の再質問にお答えをさせていただきます。

町民と協働のまちづくりという観点で、私の答弁で一つだけ抜けている、しかしこれが最も重要だろうというところで、今、栗崎議員が、お互いに痛みを分かち合う項目が入っていないというおただしでございますが、私もこのような考え方については、住民説明会で何度も説明をさせていただいておりまして、お互いに痛みを分かち合うという、そういう考え方がもちろん私の根底にあることについてもご理解をいただきたいというふうに思っております。

さらに、お金の問題が一番重要ということで、人件費の問題を栗崎議員の方からおただしになりましたが、この人件費の問題についても3カ年計画の中に、実施項目の中に職員の人件費、さらには特別職の人件費のそういった削減項目も入っております。ご存じのように、職員の人件費等については管理職手当、さらには特殊勤務手当、さらには残業、そういったところも含めて、3年間で2,000万円を超える金額の削減目標というものを打ち出しておりますし、また、議員おただしのように、今後、内に厳しく外に優しいということで、内部管理経費の一層の削減に努めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目の、県の振興資金の借金については実質公債費比率に含むのかということについては、現在、確かなところ、私の方でまだ確認できておりませんが、借金でございますので、実質公債費比率に含まれるものというふうに考えておりますが、詳しい答弁については、後ほど調査をしまして、きちっとした形で報告をさせていただきたいと、そのように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で私の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（根本信雄君） 4番議員、再々質問。

4番。

○4番（栗崎千代松君） 町長の施政方針演説の中にもありました、一般職員給与等の削減について、特殊勤務手当、管理職手当、超過勤務手当という項目がありました。

先ほど、削除になりました項目の中に、我々の報酬にも触れていたので、そういう部分を真剣に考えているのであれば、私はそういうところには賛成をして、なおかつ役場職員全体も考えていくということについては、町長の気持ちの中にはあるんだろうなというように感じてはおりましたけれども、今の2,000万円の金額、効果額以外のことについては、現段階ではどのように考えるのかを再度お尋ねをいたします。

○議長（根本信雄君） 栗崎議員の再々質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、栗崎議員の再々質問についてお答えをさせていただきます。

職員の人件費等について、施政方針の中でも、私の考え方、そして私の目指すものについては理解できるということで、それ以外についても今後どういうふうに考えていくんだというおただしでございますが、先ほど答弁させていただきましたように、さらに内に厳しいということで、内部管理経費を含めまして、職員の人件費等についてもどのような削減ができるのかを十分に検討して、今回の財政再建3カ年計画の中に盛り込んでいきたいというふうに思っておりますし、これは一過性のものではなくて、今後の3カ年、その後の平成27年

度までの第2次集中改革プランの中でも計画を盛り込んでいくということですので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、直接的な内部管理経費の節減だけではなくて、人件費の削減だけではなくて、職員にできるものは何だろうということで、今、実はこの4月から、例えば日直の対応についても、土日については警備会社に委託しているものを職員で対応していきたい。さらには公園等、さらには道路等の草刈り等の作業についても職員にできるものということで、そういった形で間接的にも経費の節減に努めていくと、そういう姿勢を打ち出させていただきましたので、そういった点についても十分に評価いただいて、ご理解をいただければと思っております。

以上で再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（根本信雄君） 以上で、4番、栗崎千代松君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

(午後 零時06分)

---

○議長（根本信雄君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

---

○議長（根本信雄君） 会議に先立ちご報告いたします。

12番、十文字重康君から午後欠席する旨の届け出がありました。

したがって、ただいまの出席議員数は15名であります。

また、先ほどの一般質問で、通告2番、議席9番、十文字重康君で教育委員会の職員名を「丹内君」と呼んでおりましたけれども、「泉君」の誤りですので、議長において訂正いたします。

---

#### ◇ 熊 田 宏 君

○議長（根本信雄君） 午前中に引き続きまして一般質問を始めます。

通告4番、3番、熊田宏君の一般質問を許します。

3番。

[3番 熊田 宏君登壇]

○3番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

では、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

なお、同僚議員と重複する点もあるかと思いますが、私なりに質問させていただきますので、ご答弁の方よろしくをお願いします。

では、1番、財政再建に関する説明会についてということで質問します。

①番、説明会にどのような姿勢で臨んだかということでお聞きします。

②番、4回行われた説明会の感想とその成果について、お聞きしたいと思います。

2番、矢吹町財政再建3カ年計画（素案）について。

①番、財政再建に関する説明会の町民の意見、及び議員の提案はどのようにこの案に反映されているのかということでお聞きします。

②番、金融機関に対し借りかえ等の検討をしたのか、その成果はということで、ただいま問題になっております実質公債比率に対して、いかに下げる努力をしているかと、またはその利子を含め約180億の借金を減らすための努力をしているかということです。

③番、町民の意見で、金融機関だけでなく町民から借りてはどうかの声があるがどうかということですが、これはいろんな金融機関等々から借入れをされていると思うんですが、町民の方から、できれば無利子でお金をお借りできれば、それにこしたことはない。それはどのように使うかという、もし後々、その町民の方が納税するときに、それを借りて納付したことにするというようなこともできますので、これは実際、町民の方からご提案いただいたことなので質問させていただきます。

④番、この計画の目的は、財政再建準用団体への転落阻止だけではない。

約180億の借金をいかに減らすかが課題であると。その効果的かつ具体的な対策を講ずべき緊急事態ではないか、すべての人件費の削減を実践すべきではないかということです。

私としては、もう既にかかなりの緊急事態であるというふうには感じているんですが、さきに行われました財政再建に関する説明会におきまして、町民の方の質問に対し町長が答えたということだったんですが、それはどういうことかという、10段階で判断すると現在はどれぐらいかと。町長が7であるというふうに答えたということなんですが、それは広報にも載っておりました。私はもう9か10というふうに感じておりますので、その辺の危機感が薄いのではないかと、それぐらいの緊急事態ではないかということなので、この質問をさせていただきます。

以上で最初の質問を終わります。

○議長（根本信雄君） 3番、熊田宏君の一般質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、熊田議員の質問にお答えいたします。

財政再建に関する説明会についてのおただしであります。財政再建に関する説明会を開催するに当たり、私が強く意識した点は、説明会でもお話をさせていただきましたが、住民の皆さんに町の厳しい状況を知っていただくことであり、かつ町も、議会も、住民も、共通認識の上でこの窮状を一緒になって打開していくことを、あの場で再認識することでありました。

つい先日も、雑誌「エコノミスト」に、実質公債費比率の全国ワースト300が掲載され、矢吹町は全国ワースト37位と出ておりますが、このような状況を決して放置してはおけない、まずは町民の皆さんに、このような状況を知っていただく、そして財政再建の道筋である財政計画3カ年計画（素案）をきちんとお示しする、このことが説明会の目的でありました。

住民説明会は町内4カ所で開催し、参加人数は約450名となっておりますが、町が主催する説明会等にこれほど多くの住民が参加したということは、財政再建に対する住民の皆さんの関心が大きく、矢吹町に対する思い入れも強いことからではないかと思っています。想定をしていたとはいえ、ご批判も含め数多くの厳しい意見、

要望が出されましたが、住民の皆さんから出されましたご意見等については、一つ一つの言葉の重みを真摯に受けとめ、財政再建3カ年計画の中に反映できるものは反映していきたいと考えております。

財政再建の出発点は、すべてをオープンにした中での現状の認識であります。十数年前、財政破綻を経験した福岡県の旧赤池町では、財政破綻から見事に復活し、全国に誇れるまちづくりを行っています。それは情報の共有と意識の共有を行い、そこから行動が生まれ、それが線となり、ひいては面となって、まちづくりに波及したものと考えております。

つまり、この愛する矢吹町を明るく元気に豊かにし、そして住民の幸せと魅力ある地域をつくるためには、それぞれの方がそのきっかけをつかんでいただくことが大切であると考えております。金がないから、国・県の援助がないから、また町が何もしてくれないからではなく、みずからアイデアを出し合い、汗をともに流すことが、この町を変えていくことにつながると確信しております。

私は説明会で多くのことを学びましたが、とりわけ印象に残っているのは「隗より始めよ」であります。今、私たちがしなければならないことは、次の子や孫の世代に大きな負担を残すようなことは絶対に避けなければならないということです。そのためには、私自身が先頭に立ち、みずからが行動することで、矢吹町の財政再建に道筋をつけたい、明るい未来へ光をともしたいと考えておりますので、今後ともご支援、ご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、財政再建に関する説明会における町民の意見及び議員の方々からの提案は、どのように反映されているかのおただしであります。初めに、町民の皆さんからのご意見がどのように反映されているかについてお答えし、次に議会の皆様からいただきましたご提案の反映の内容についてお答えいたします。

まずは、町民の皆さんからの意見の反映についてであります。財政再建3カ年計画では、計画を策定する最初の段階で、町民1,500人を対象に財政の健全化及び行政改革に関するアンケートを実施し、そこから浮かび上がった課題等に基づいて、財政再建の3つの柱、すなわち財政運営の再建、役場組織の再建、まちづくりの再建を設定しております。特に役場組織の再建については、アンケートの結果を重視し、職員数を現在の166名から3年間で150名まで削減し、その一方では、少ない職員で住民サービスが維持できるよう、職員の資質向上を図り、住民サービスを低下させないで役場の再生を進めたいと考えております。

また、アンケートに答えられた約8割の方が、ボランティアや支え合いのまちづくりに関心を示していることは、支え合いのまちづくりとして、まちづくりの再建として、この部分を矢吹町の新たな可能性として位置づけていきたいと考えております。

ところで、説明会でいただいた町民の皆様からのご意見、ご要望についてであります。最も意見、要望が多かったものは、役場や職員に対するものと理解しておりますが、この部分については再度、庁内で協議を重ねた結果、職員の定数見直しをさらに踏み込んで行い、10年間で20%削減し、132人にすることを目指したいと思っております。町三役の給料についても、現在町長が20%、助役、収入役が10%削減を継続し、状況によってはさらに踏み込んだ見直しをしていきたいと思っております。その他、多くのご意見をいただきましたが、財政再建3カ年計画には、反映できる部分は反映し、反映できない部分は、今後開催予定の説明会の中でその理由を住民の皆様きちんとご説明したいと考えております。

次に、議会の皆様からいただきましたご提案についてであります。具体的で建設的なご意見、ご提案をい

いただきましたことを、この場をおかりして改めまして感謝を申し上げます。皆様からのご提案には、我が町を思うがゆえの具体的な再建項目が示されており、私どもの財政再建に対する考え方や、目指すべき目標は基本的に同じであるということを再認識することができましたし、素案で示す内容についても極めて近いと思っております。

具体的な反映状況については、先日個別にご相談し、ご説明させていただきましたが、私どもで策定している財政再建3カ年計画には、議員の皆様の思いは十分に反映していると考えております。未来ある矢吹町をつくり上げていくためにも、議会の皆様には常にご相談をしながら、ご意見をいただきながら、町政運営を図ってまいりたいと思っておりますので、今後ともご指導、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、金融機関に対し借りかえ等の検討をしたのかのおたただしですが、銀行等縁故資金については、現在、借りかえによる財政的な効果が見込める高金利の町債は、特別会計も含めてございません。

また、財政融資資金や公営企業金融公庫資金などの政府系資金については、公営企業債のうち公庫資金についてのみ借りかえが認められており、繰り上げ償還制度についても、任意で繰り上げ償還する場合は補償金が必要となるなど、公債費負担の軽減のためにこれらの制度を活用することは、実質的には困難な状況にあります。

このため、現在の取り組みとしましては、唯一認められている上水道事業、下水道事業等の公営企業債について借りかえを行っているほか、資本費平準化債を活用し、償還期間の延長による公債費の平準化を図ることにより、一般会計から特別会計への公債費繰出金の抑制に努めているところでございます。

今後の取り組みとしては、国において平成19年度地方債計画の中で、公債費負担の軽減対策が行われることが決定されたため、この制度の活用を予定しております。

その内容は、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画、または公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革、経営改革を行う地方団体を対象に、平成19年度から3年間で5兆円規模の政府資金、公庫資金の補償金なし繰り上げ償還、借りかえを行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減するものです。

具体的な部分についてはまだ決定されておらず、現時点では町の負担がどの程度軽減されるかは不明ではありますが、この制度を活用することにより、財政健全化が一步進むものと考えております。

次に、金融機関だけでなく町民から借りてはどうかのおたただしですが、国が必要資金を調達するときに発行する国債のように、地方公共団体が発行できる公募債として、住民参加型ミニ市場公募債と呼ばれる地方債があります。ただし、すべての地方債についてミニ市場公募債が発行できるわけではなく、県知事の指定された資金から借り入れを行うこととなります。今まで町ではミニ市場公募債を発行したことはなく、これにかわる資金として町内の金融機関より借り入れを行っているところです。

その理由としましては、ミニ公募債の発行に至るまでには、取りかかりから最低3カ月以上の日数が必要となり、発行手続、償還事務に経費と手間がかかるということが発行のネックとなっております。

また、金融機関から借り入れの際には、各金融機関から見積もりを提出していただき借り入れ利率を決定しており、政府系資金と比較しましても大変有利な利率により借り入れできることから、ミニ公募債の導入は見合わせております。

近年の地方債計画を見ますと、地方債において主要な引き受け手であった政府系資金が年々減少してきており、それにかわって民間等資金が大きくふえてきております。

また、行政改革推進法により、公営企業金融公庫は平成20年度において廃止される予定であり、さらに政府系資金の減少が見込まれることから、ミニ公募債についても今後の資金調達方法の一つとして、他の資金と比較しながら検討してまいります。

次に、借金を減らすための効果的かつ具体的な対策を講ずべきとおたただしではありますが、現状では起債残高を削減するためには、新たな借り入れを行わないか、繰り上げ償還しか手段はありません。新規借り入れの停止については、平成8年度からの財政健全化計画による地方債発行の抑制を行っているため、これ以上の削減は難しく、また繰り上げ償還の財源確保についても、中学校整備基金への積み立てを優先すれば見込めない状況にあります。

このため、先ほど述べましたとおり、平成19年度からの公債費負担の軽減対策を活用し、公債費の圧縮を優先した取り組みに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、すべての人件費の削減を実施すべきではないかとおたただしではありますが、人件費の削減については、現在ある、職員の定員適正化計画で計画している職員の削減計画をさらに超えた削減を断行し、再建計画期間中の3年間で10%、16人の削減を目指しており、その後においても削減を進めることとしております。さらに人件費削減をすることは可能であると思いますが、行政サービスは職員数に見合ったサービスの提供を基本としていることから、削減すればするほどサービスの低下が懸念されます。また、行政需要は増加傾向にあることから、公的関与のあり方を含め行政サービスのあり方を再検討する必要が生じてきます。

今後においては、民間委託の積極推進、指定管理者の導入等により、小さい役場を目指し、行財政改革に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（根本信雄君） 3番議員、再質問ございませんか。

3番。

○3番（熊田 宏君） 4点ほど再質問させていただきます。

まず1点目ですが、財政再建に関する姿勢について、私も文化センターの説明会にお邪魔しまして感じたことは、たしか9時ぐらいで時間なので終わろうとしたと。質問ある方の挙手があったにもかかわらずということで、終わった後には、そういうことをせずにということで、その場でも30分ぐらい時間を延長されたかというふうに記憶していますが、その姿勢は非常に疑問でした。

本当に町民の方に説明をして、意見をちゃんと聞こうという姿勢があれば、それは態度にちゃんと出て、皆さんの質問をお聞きしてから時間がおそくなっても終わるとというのが本当のあるべき姿で、本当に聞く気持ちが、姿勢があったのかというのを、あの態度を見て感じました。非常にがっかりしました。

2点目ですが、財政再建3カ年計画についてですけれども、この真剣度につきまして疑問があります。

なぜかと申しますと、行革推進室を設けまして、坂路室長を筆頭に3人で一生懸命やっておられました。それで、目標を1億5,000万ぐらいで1億8,000万だかの結果を出されました。それで、今回の3カ年計画の計画が出てきました。19年度で2億、20年度2億5,000万、21年度3億という削減案が出てきました。

推進室をつくって出した案が、1年、2年、それこそ計画したにもかかわらず、またこれだけの削減案が出てくると。ということは、推進室に対する皆さんの対応が本気であったのかと非常に疑問です。というところから推察すれば、今回の素案に関しても本当に本気で取り組んでいるのかと、もっとあるのではないのかというふうに思います。それについてご答弁をお願いします。

3点目ですが、これも財政再建に関してですが、町長は施政方針の中で、外に優しく内に厳しくということをおっしゃっておられました。また、その財政再建の第6章ですか、財政再建計画の個別方針の(2)番、特別会計の見直しのところ、各年度の目標ということで、公共下水道使用料の10%改定、農業集落排水使用料の10%改定、これは値上げですね。これは外に優しいのか。外に厳しいと思うんですね。もし、これをやるのであれば、内に厳しくされてからやるべきだと思います。じゃなければ町民の方の理解は得られないと思います。

先ほども同僚議員の質問の中にもありましたが、町民に理解を得るための共通点はありました。自分のところを厳しくしないで町民に厳しくしただけでは、町民の方には理解していただけません。まして下水、集落排水、正直に接続した人は負担をふやされて、接続しない人は何も負担がふえない、こんなことは非常におかしいと思います。これが外に優しく内に厳しい、とんでもないと思います。

先ほど同僚議員の質問の中にもありましたが、痛みを分かち合うと。一方的に痛みを与えているだけではないかというふうに思います。これについて答弁をお願いします。

4点目、最後ですが、先ほど職員削減を3年で10%、166人から150人と。3年で10%ですから3年で割ってみますと3.3ですね。その後10年で20%。20%という数字を見ますと多く感じますが、10で割ると年間2%です。本気で削減するつもりがあるのかと非常に疑問な数字だと思います。人も減らさない、給料も減らさない、減らそうとすると行政サービスが低下するから難しいと。そんなことは民間では既にやっていることなので、町民の方の気持ちになる、そこからまずスタートだというふうに前に一般質問で申し上げましたが、町民の方と同じ思いをしなければ町民の方に対する行政サービス、本当のサービスなんかできないというふうに思いますので、その辺の意識を変えるためにも、なおかつ財政にもいい影響がありますよね。先ほど町長は借金を減らすのは繰上げ償還しかないとおっしゃいましたが、減らした人件費を借金返済に回せばいいんです。ちょっと実質公債費率が上がってしまいますが、実際の借金を減らすことが大事だと。まず隗より始めよ、将来に借金を残さないというふうに町長はおっしゃっていました。その辺、ご答弁をお願いします。

以上です。

○議長（根本信雄君） 3番、熊田宏議員の再質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、熊田議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

1点目の財政再建の姿勢についてということで、住民説明会の終了時間の打ち切り等について、おただしがありました。

私もその場において、十分その点については認識をさせていただきましたし、今後、熊田議員のおただしのよう、私ども時間制限、そういったことを前提にするのではなくて、話し合いが終わるまでというような、そ

ういう姿勢で、今後、説明会に臨んでいきたいと思しますので、そのようなことをご理解をいただければと思  
います。

2点目の、行政財政計画に対する真剣度、真剣みが足りないのではないかというようなことで、行革推進室  
で行財政改革を推進していたにもかかわらず、さらにまた削減案が出たということで、もっともっとそういつ  
た削減案があるのではないかとございますが、これについては、先ほども質問にお答えさせていた  
だきましたように、今後、行財政改革は3カ年で集中的に行いますが、これで終わるという姿勢ではなくて、  
今後も続けていくということでございますので、この後はさらに組織機構改革を初め人員の適正化計画、さら  
なる職員数の削減に向けて頑張っていきたいというふうに思っておりますので、これについてもご理解をいた  
だきたいと思っております。

また、施政方針の中で、私が内に厳しく外に優しいという話をしてあるにもかかわらず、実際には、今ほど  
熊田議員から例を出してご指摘があったように、公共下水、農業集落排水については単なる値上げではないか  
ということであれば、内に厳しく外に優しいということではなくて、外に厳しく内に優しいというような、そ  
ういうことではないかというようなおただしでございますが、この公共下水、農業集落排水等を含め、住民に  
負担を求めていく使用料、手数料については、今後も住民説明会を予定しております。その中で、十分住民か  
らのご意見等も踏まえながら、今後、慎重に検討をしていきたいというふうに考えております。その前提とな  
るものは、公正な負担の原則に基づいて、受益者の負担の原則に基づいてと、そういった視点も十分に頭に入  
れながら住民の方にも説明していきますし、もちろん未接続の問題についても、私どもも十分その点について  
は把握しております。

今後、未加入世帯、さらには未接続世帯の解消にも努めながら、公平の原則につなぐ期待というふうに考え  
ておりますので、そのことについてもご理解をいただきたいと思います。

最後に、4点目の職員の削減について、166名を今後3年間で10%、150名、10年後に20%の132名について  
は生ぬるいのではないかとございますが、これについても、前々から申し上げましている  
とおり、今後さらなる職員数の定数削減については努力を惜しむものではございせん。

ただ、これについては、国・県からかなり業務が落ちてきております。要するに国・県の事業をオーダーメ  
ードというような形で、町の方で引き受けてもらえないかというようなことで、国・県から事業を各自治体で  
担っていただきたいというようなこともございまして、事務量が增大していることも事実でございせん。

これらについては、いかに町の業務、事務事業を民間に方に業務委託できるかと、そういった兼ね合い、さ  
らには、ただ単に職員を減らすということではなくて、いかに効率よく事務事業をこなしていくかと、職員が  
いない中であって住民のサービスは担えないという、そういうことも当然、熊田議員はご理解いただいている  
と思しますが、そういったことも十分意識しながら、職員のさらなる削減に向けて頑張っていきたいと思っ  
ております。そこで捻出させていただきました財源については、まちづくり総合計画の主要事業等を含めて政策  
的な経費、さらには借金の返済に当たっていくことはもちろんでございせんので、その点も含めてご理解を  
いただきたいと思います。

再質問の答弁を終えさせていただきます。

○議長（根本信雄君） 3番、熊田議員、再々質問。

3番。

○3番（熊田 宏君） 2点ほど再々質問させていただきます。

1点目ですが、先ほどの公共下水道と集落排水の値上げです。これについては、やはり受益者負担というのもわからなくはないですが、やはり町長がおっしゃったように、接続率アップをして、すべての努力をして、そのときに町民の負担というふうにすべきだと思いますので、ことし年末には選挙もございますので、町長、その辺は慎重に検討いただきたいと思います。

2つ目ですが、先ほど財政再建3カ年計画の真剣度と定数削減に関して、生ぬるいんではないかという指摘というのは、実は職員の皆さん、町長を含めて皆さんそうですが、その意識が、まだまだやっぱり町民の方に遠いんではないかと。そういう意識を改革をしていただかないと物事はできないと。逆に言うと、意識改革ができれば物事は進められるというふうに思っておりますので、その辺が大事だと思いますので、意識改革についてもう一度お聞きしたいと思います。

最後に要望ですが、やはり人件費削減、非常に大変だと思いますが、民間会社はどこもやっております。売上げが少なれば会社をつぶすか、給料を減らすかどっちかです。その辺、民間が既にやっていることなので検討いただくか、私の一つの提案としては、皆さん一律にという課長職と若い方とでは収入が違うでしょうから、例えば30代ぐらいの方は5%ぐらい、だんだん6%、7%で、50代、55歳以上の方ぐらいは10%ぐらいということで、そういう段階をつけた削減をしていただけることで、約1億円ぐらいは年間借金返済に回せるんではないかと思っておりますので、この辺のご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（根本信雄君） 3番、熊田議員の再々質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、熊田議員の再々質問についてお答えをさせていただきます。

公共下水、農業集落排水の値上げ等については慎重を期していただきたいということでございますが、これについては再度申し上げさせていただきますが、十分に住民の理解を得られるような形で説明会を開催していきたいと思っておりますし、さらには接続率のアップについては、職員も現在努力をしております。ただ、なかなか思ったような数字が出てこないということについては、努力が足りないというような、そのご指摘を含めて、今後、最大限の努力をしていただくような、そういう体制づくり、そして職員の行動についても指示をしてみたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、真剣度、職員の削減等について、意識の改革が足りないんではないかということについては、私もそういう考えを持っていないわけではございません。職員の意識改革については、今までも過去3年間、職員の意識改革、みずからの考えを変えて行動を変えていこうということで、3年間さまざまな説明会なり講演会を開催させていただいておるところで、昨年も前志木市長の穂坂さんにも来ていただいて、職員の意識改革というような、そういう講演会も開催させていただいたところでありまして、ことしも職員の研修等において、そういったことに取り組んでみたいと、そのように考えております。

ただ、職員もみずからできるものについてはみずからやっていきたいということで、さまざまな改革案をみ

ずから提案していると、そういう環境にあることを考えれば、職員の意識についても大分変わってきて進んできているのではないかということも肌で感じているところでございます。ただ、ご指摘のように、まだまだそういう面では足りないということについては真剣に受けとめさせていただいて、今後さらなる意識改革に努めていきたいと、そのように考えておりますので、皆様のご協力もよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上で再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（根本信雄君） 以上で、3番、熊田宏君の一般質問は打ち切ります。

---

#### ◇ 鈴木一夫君

○議長（根本信雄君） 続きまして、通告5番、1番、鈴木一夫君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 鈴木一夫君登壇〕

○1番（鈴木一夫君） それでは、通告に従いまして、一般行政3点について質問をさせていただきます。

1点目、平成19年度当初予算の概要が示されました。一般会計の予算規模は、前年度比1%増の55億3,400万であります。厳しい財政状況の中、財政再建を進めながらも町民に対して夢と希望を与え、矢吹町に住みたい、矢吹町に住んでいてよかったという方向性を示さなければならないのは、執行部、我々議員、職員、すべての責務であるということは言うまでもございません。平成19年施政方針の中で示されましたように、次の世代に大きな負担を残すことがない、未来のある矢吹町に向けて、最大限の努力をしていく必要性が、当然我々の責務であります。

さて、当初予算にかかわる事業に関して、主に新規事業に関する具体的な説明を求めるものであります。

中学校建設にかかわる予算事業につきましては、同僚議員より質問が多く寄せられておりますので、私は主に、これからの矢吹町を背負っていく子供たち、若者にかかわる事業予算について問うものであります。

子供を育てやすい環境、充実した教育環境づくり、いわば町にとって先行投資的な意味合いを持つものでございますが、今後の矢吹町を考えた場合、避けて通れない重要な施策がそこに必要ではないかと思えます。それでは、具体的にお尋ねをいたします。

①番、第3子以降の幼稚園、保育園無料事業については異論ありませんが、幼稚園、保育園業務運営検討事業について、具体的かつ方向性の説明を求めます。

②番、学力向上対策事業の、これも同様に具体的な内容について説明を求めたいと思えます。

③番、これも同じですが、若者定住促進事業について、内容をお聞かせをいただきたいと思えます。

次に、普通財産、未利用財産の売却に関する計画全般について説明を求めます。

①番、施政方針にもありましたように、未利用土地売却収入を見込み、中学校整備基金の積み立てに充てることでありますが、新年度は売却額として、どの程度の金額を見込んでいるのかをお尋ねいたします。

②番、さらに売却を検討している普通財産、未使用財産は、正確な数字は全く必要ありませんが、どの程度の金額になると町当局は試算をしているのか、お答えをいただきたいと思えます。

③番、将来の都市計画をにらみつつも、財政再建は待ったなしの状態でありますから、売却可能な土地については広く一般に公示されることも検討されたいと考えますが、こちら辺のお考えはどうであるか、ご答弁を

お願いしたいと思います。

3点目は、組織と職員配置についてであります。

今回、チーム制の導入と、室への強化、改編の取り組みが明示されました。少なくとも、1係1職員という視点からの脱却は評価されるべきものと考えます。

しかしながら、事務量の変動に合わせたフレキシブルな対応ができるシステムというのが、本当に難しいものなのでしょうか。時まさに申告の時期ですから、税務課は多分、大変多忙な時期だと思います。あるいは新年度に向けた行事等で事務量のふえる課もあるでしょう。暇な課があると言っているわけではありません。しかしながら、何度も述べられていますように、財政再建に向けて職員数は、先ほど同僚議員への執行部の返答にありましたように、数は事務量がふえるにもかかわらず減っていくわけです。そういう状況下では、従来の組織の考え方が通用しなくなっていくであろうということは、もう既に自明の理であります。

完全な組織論、完全な組織などはあり得ません。ただ、財政が厳しいということは、逆に従来のやり方、今までのやり方でいいのかどうか、一度立ちどまって真剣に考える場を提供してくれたものと、私は思います。

今後の事務量に合わせた柔軟な職員配置、組織のあり方について、コスト意識に根差した、施政方針にありますように経営の視点による効率的な組織体制、人員の適正化計画について、再度、執行部の意見を求めるものであります。

さらに、副町長についてでございますが、私の考え方が間違っていたら失礼を申し上げますが、副町長という立場については、今回示されましたように、助役と収入役を兼ねた職務になろうかというふうには思いません。具体的に、副町長に置かれた者の果たす権限と役割について答弁を求めます。

最後に、これは答弁を求めるものではありませんが、過去に実施してきました職員の、友好都市や——具体的に言えば三鷹市ですね——県への出向はありましたが、民間企業への職員の研修も実行してはどうですかというものを提言するものであります。組織のあり方、目標管理の仕方、あるいは応対、接客、人事管理、民間企業に学ぶことは数多くあると思います。これは答弁は要りませんが、ぜひともご検討していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（根本信雄君） 1番、鈴木一夫議員の一般質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、鈴木議員の質問にお答えいたします。

初めに、当初予算に係る事業に関して、主に新規事業に対する具体的な説明を求めることについてのおたただしであります。最初に子育て支援についてであります。近年の少子化は急速に進行し、平成17年度の出生数は106万人、合計特殊出生率1.25は、ともに過去最低であり、依然として人口を維持するための水準2.08を大幅に下回る状況にあります。

少子化の主な要因としては、結婚に関する意識の変化や、子育てと仕事の両立の負担感の増大等が考えられます。子育てと仕事の両立の負担等を軽減することが、社会の活力を維持していく上で重要な課題となっており、子育てしながら働き続けやすい環境づくりが求められています。

このようなことから、本町では幼稚園、保育園に関する基本方針を定め、平成19年度から第3子以降児童の幼稚園と保育園の保育料無料化、幼稚園の預かり保育時間の延長、民間保育園・幼稚園との連携強化による待機児童の解消事業等に取り組み、子育てしやすい環境づくりに努めることにより、子育て支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学力向上についてであります。私は、日本の学力が諸外国と比較して低下の傾向にあることから、学力向上は大きな課題であると同時に、保護者の皆さんの願いでもありと考えております。

このようなことから、平成19年度は、昨年度倍の額を予算づけして対応してまいりたいと考えております。具体的には、現在、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校の先生方で基礎学力向上推進委員会を組織して、各学校が連携して取り組んでいることから、それらの運営が円滑に進められるための支援、夏休みを利用しての課外授業の実施、教育ボランティア制度の充実を図るなどの検討をしているところであります。

次に、若者定住促進事業についてであります。現在の日本は少子・高齢化、人口減少が急速に進行し、全国的な人口減少社会に突入したことは、多くの自治体において深刻な課題の一つとなっております。本町においても平成7年から人口減少が始まり、平成27年には人口が1万8,000人を切り、高齢化率が30%に近づくことが予想されることから、人口減少対策及び自治体の活性化を図るため、矢吹町で暮らしたいと思わせるような魅力ある環境づくりが重要であり、特に若者を対象とした定住化促進のための施策の推進が求められております。

このようなことから、さきに策定した第5次矢吹町まちづくり総合計画では、重点施策の一つとして若者定住促進事業を掲げ、平成19年度から取り組むこととしております。

具体的な取り組みとしては、本町に住んでいる若者の転出を防ぐとともに、本町に転入したくなるような魅力ある環境づくりとして、矢吹町に住宅を取得し定住する意思のある若者を支援したいと考えております。支援内容は、固定資産税相当額を3年程度助成する計画であり、支援期間は、第5次矢吹町まちづくり総合計画の前期計画期間である平成22年までの4年間としたいと考えております。ただし、期間終了時点で検証を行い、その効果により継続について検討することとします。対象者は、10年以上矢吹町に定住する意思のある40歳以下の夫婦とすることで検討中であり、詳細については、実施要綱を策定し対応してまいりたいと考えております。

このように、新規事業について積極的に取り組み、住民に夢と希望を与えられるよう努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、普通財産、未使用財産の売却に関してのおただしであります。今回の財政再建3カ年計画に基づく平成19年度歳入目標額は5,700万円を計上いたしました。平成19年度から平成21年度までの計画期間の普通財産、未使用財産の売り払い目標は、3カ年合計1億4,700万円を目標としております。財政再建計画目標の実現と有効活用を積極的に検討するため、平成19年度においては組織機構の一部改編を図り、土地利用、行政財産、企業誘致等、所管する関係部署による連絡調整を行う横断的組織の連絡会議、または調整会議などを設置し、財産処分の積極的な強化を図る計画となっております。

売却検討の主な箇所は、今年度に土地造成予算を計上させていただき現在工事中であります一本木地区の役場付近で、宅地分譲3区画950平方メートルは、近傍類似宅地1平米当たり固定資産税評価額1万8,000円で、

全体面積で1,700万円になり、財産台帳価格は1,800万円であります。

同じく一本木地内で上下水道課隣の旧矢吹派出所跡地、約1,700平方メートルは、近傍類似宅地1平方メートル当たり固定資産税評価額7,167円で、全体面積で1,277万3,000円になり、財産台帳価格は4,259万円であります。

田町地区の教員住宅跡地、2筆のうち1筆は266平方メートルで、近傍類似原野1平方メートル当たり固定資産税評価額3,850円で、全体面積で102万4,000円になり、財産台帳価格は、地目原野のため2万5,900円あります。もう1筆は969平方メートルで、近傍類似宅地1平方メートル当たり固定資産税評価額7,700円で、全体面積で746万6,000円となり、財産台帳価格930万8,000円あります。

その他、売り払い候補地としては、八幡町の鳥羽山、約1万4,000平方メートル、近傍類似山林1平方メートル当たり固定資産税評価額30円で、全体面積で44万1,000円となり、財産台帳価格は1,151万5,000円あります。

丸の内工業団地付近、約3万3,000平方メートル、近傍類似山林1平方メートル当たり固定資産税評価額は26円で、全体面積で88万8,000円となり、財産台帳価格では307万2,000円あります。

赤沢地区、約5万4,000平方メートル、近傍類似山林1平方メートル当たり固定資産税評価額28円で、全体面積で153万1,000円となり、財産台帳価格は2,234万円あります。

その他の行政財産で売却検討予定の箇所につきましては、小池住宅北側の未利用宅地約5,000平方メートル、近傍類似宅地1平方メートル当たり固定資産税評価額1万5,700円で、全体面積で8,164万円となり、財産台帳価格は1億1,416万6,000円あります。

現在未利用となっております町民プール敷地、約7,000平方メートル、近傍類似宅地1平方メートル当たり固定資産税評価額1万8,600円で、全体面積で1億1,476万4,000円となり、財産台帳価格は1億5,303万5,000円あります。

普通財産への用途変更により、現在の姿のままか、宅地造成後の売却か等、関係部署と十分協議を重ねて計画を策定し、全力を挙げて財源の捻出を図るよう取り組んでまいりたいと思います。

売り払い価格の設定につきましては、一般市場価格の動向調査が必要ですので、その都度、不動産鑑定を実施し、売却に当たっては公募を含めた適正な売り払い価格を設定したいと思っております。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、組織と職員配置等についてのおただしであります。第5次まちづくり総合計画に基づく今後の公共サービスのあり方は、多様な主体が協働で担う仕組みをつくり、役場組織は縮小の方向にすることとしております。

これらは、今回の財政再建3カ年計画においても同様に示しており、簡素で機能的な組織機構として、住民ニーズや社会経済の変化に対応し、一時的、特命的な事務、または特定時期に集中する事務等への柔軟かつ機能的な組織と人員の配置という組織、機構の再建方針を踏まえ、平成19年度組織機構整備計画を策定いたしました。

この計画は、財政再建3カ年計画期間に大幅な職員数の減少が予定される中、財政再建計画の確実な実行と進行管理をするための体制を示したもので、重点政策への対応等を特化し、4つの課内に室を設置して事業を

推進する体制や、総合窓口の開設を初め、一時的に集中する業務や機動性が要求される業務に対しては、弾力的な組織運営により、効果的、効率的な事務執行を図るため、チーム制を拡充することとしております。

さらに、収納確保委員会などの重点政策方針等に対応するため、横断的組織を設置して各課の領域を越えた各課連携による事務改善等を図る組織も設置するなど、全体的な組織縮小にあってもフレキシブルな対応ができる組織の体制を目指しており、財政再建期間中は、原則的にこの間の組織を継続する考え方であります。

また、民間活力の導入や、おただしの節減についても、今後、公的関与のあり方を引き続き検討し、財政再建計画期間以降は職員定数がさらに縮小されますので、将来は、管理分門や事業部門統合の検討やマネジメント全般を含め、4月から副町長に名称が変更される助役職のあり方についても、効率的で開かれた小さい役場のさまざまな行政課題に対応し得る組織のあり方として検討する必要があると認識しております。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（根本信雄君） 1番、鈴木議員、再質問ありませんか。

1番。

○1番（鈴木一夫君） 特に、財産売り払いについて細かい説明をありがとうございました。全部書き切れませんし、どうせ議事録その他で公表されると思いますので、そちらについては後ほど見させていただきたいと思ひますし、町民の皆さん方にも、いろいろな部分で広く公表していただきたいと思ひます。

それでは再質問をさせていただきます。

まず、細かくて申しわけありませんが、学力向上対策事業として、今年度96万円という金額が計上されております。先ほどご答弁をいただきましたが、基礎学力の運営支援としての96万円という金額につきましては、もっと大きな数字を積み上げてほしかつたなというのが、実は私の要望であります。教育はお金で、もちろんはかれるものではありませんが、いろんな部分でもう少し、例えば増額を、実は要望したいと思ひます。

次に、未利用地の売却に関して住民の方が要望された場合、例えば、仮に私がそこの土地を買いたい、あるいは売っていただけるんですか。例えば、先ほども私がお質問をさせていただきましたが、町には全体的な都市計画というものがあるかと思ひます。そこで、それに深くかかわらない部分について、住民の方が土地を求めたい、町有地に用地を求めたいという場合については、どのような対応をされるのかをお聞きしたいと思ひます。

あと、人事考課制度運用の中で、これも町長の施政方針の中にございますが、課長相当職から課長を選抜するシステムの実行を——これは要望でございますが、強く要望をして、ぜひ実行していただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（根本信雄君） 1番、鈴木一夫議員の再質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、鈴木議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の、学力向上に対する考え方について、おただしがございました。

基礎学力の向上を図るためにも、もっと大きな金額を積み上げてほしいというなおたしでございますが、私もまちづくりは人づくりという観点で、基礎学力の向上については十分に今後手がけていきたいというようなことで考えております。この金額の対象については、今後どういった体制、どういう方法をとっていくのかを含めて検討してまいりたいと思っておりますし、今後さらに金額がかさむというようなことであれば、補正の対応も含めて検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。ただ、財政が厳しいことについても、ご承知おきいただきたいと思っております。

2点目の、町有地の売り払いについて、住民の要望についてどう考えているんだと、なおかつ土地改革の整合性をどうとるんだというようなおたしでございますが、町としては、基本的には町有地を処分する際については、公募というような形をとっていくということでございます。もちろん公募に当たっては公正さということもございますので、そういったことについて、そういった体制、対応をしていくことについては、今後も変わらないことをご理解いただきたいと思っております。

ただ、町の方で、町にふさわしくない買い手が見つかるということもございますので、それについては今後の町の町有地の計画、そういった土地利用の計画も含めて、相手については吟味をさせていただくことはもちろんでございます。

次に、3点目についての要望ということで、人事考課については今ほどの考え方も含めて、今後の人事考課のあり方についても、皆様の方にきちとした案が上がった時点で再度進めさせていただきますが、そういったことも踏まえて、人事考課制度の適正な運営のあり方についても、十分に検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

再質問の答弁を、以上で終わらせていただきます。

○議長（根本信雄君） 1番、鈴木一夫議員、再々質問はございませんか。

○1番（鈴木一夫君） ありません。

○議長（根本信雄君） 以上で、1番、鈴木一夫議員の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

(午後 1時59分)

---

○議長（根本信雄君） 再開いたします。

(午後 2時23分)

---

#### ◇ 藤 井 精 七 君

○議長（根本信雄君） ここで、文書の訂正をお願いいたします。

一般質問通告つづり、順番6番、藤井精七君の、1、一般行政の「最終手段」を「最終年度」に訂正願います。

それでは、通告6番、9番、藤井精七君の一般質問を許します。

9番。

[9番 藤井精七君登壇]

○9番（藤井精七君） 通告に従いまして、順次一般質問いたします。

先ほど議長から質問の内容の訂正がございましたが、「手段」と「年度」では相当の違いがありますが、「年度」で質問いたします。

野崎町長1期目の最終年度に、この19年度なりますが、始まりを見ますと、町長室というか町政談話室の……（テープ反転）……引っ越しに始まり、またそれを引っ越す。私には、急ぎ過ぎる、また何ら一貫性がないのではないかと、そういうようなことも思われます。

内に厳しく外に優しい、これを行政運営の基本姿勢とする、そういうふうには施政方針で言っておりますが、町長室、また組織機構整備の改革の速さ、これでは、内も外も優しくなったり厳しくなったり、ついていけないという、そういう心配もしております。厳しい行政運営をしていく町長という立場ですので、早い切りかえの必要などときもあるでしょうが、町民に信頼感と安心感を持っていただかなくてはなりません。これが町政の基本姿勢と思います。

そして、何よりも一番大事なことは、職員との信頼関係です。私が理事をしております白河農協、諸般の事情で経営改善5カ年計画というのを立てて、19年度、最終年度に入ったわけでございますが、そうした中で今までの4年間を振り返ってきますと、職員のやる気、そういう姿勢が本当に強く伝わってきます。そうした職員の姿勢も、やはり組合長という、その長の職員に対する思いやり、そして使い方といいますか、働いてもらう環境づくり、これが非常にいい方に働いたと思います。

現場で仕事をする職員が仕事のしやすい環境をつくっていく、これも町長の大切な仕事と思います。組織の改革は、町民に町政への信頼感と安心感を持ってもらうための、そういう機構改革と思いますが、余り急ぎ過ぎるんじゃないか、飽きっぽくないか、わがままじゃないかという、そういう心配する声も聞かれます。

町長は農協職員時代には常にトップ職員として、活躍、頑張ってきましたが、ことわざで例えれば、農協経営は、これは経営ですから「善は急げ」、そういうことも必要と思います。だけれども、町政、行政運営は、「急がば回れ」ということわざもあります。町民が町政に信頼感、また安心感を持つのも、職員のやる気と頑張りです。おれのため、町長のため頑張れというのではなく、職員には、「町民のために頑張ってください、失敗したら町長たるおれが責任を負う」、そういう言葉遣い、気構えも必要と思います。19年度町政に取り組む考えを伺います。

次に、介護保険改正前と現在の状況の変化は、また問題と対応を伺います。

介護保険の給付費の抑制をねらって介護予防事業が昨年からはじめましたが、厳しい基準に批判が出て、厚生労働省は介護予防事業の見直しを、また打ち出しました。厚生労働省は、当初65歳以上の5%程度が対象になると見込んでいましたが、しかし実際の対象者は昨年11月末時点で0.4%、また、実際に参加した人はさらに少なく0.14%にとどまりました。

矢吹町もこの介護予防事業、この数字を見ますと、これに近いこういう数字が出ていると思います。このままでは、想定した介護予防の効果が見込めないおそれがあるとして、この基準の緩和を決定したわけでございます。新しい条件で対象者を65歳以上の12%、参加者を5%程度に引き上げを目指しておりますが、厚生労働省は基準の見直しとあわせて、自治体に対し基本チェックリストを実施する65歳以上の高齢者を4割から6割に引き上げる、現在は23%ですが、こういうことを自治体に命令していると思います。参加しやすい介護予防

プランの実施など、参加者がふえる、そういう努力が自治体に今求められていると思います。こういう現場で仕事をする人は、そうした1年限りの政策の変化、転換、こういうことで相当戸惑いもあると思います。

この事業を実際に行う地域包括支援センターの体制は、矢吹町は十分なのか、対象者となる高齢者をつかみ切れているか、対象者と判定された人が事業に参加するよう説得はしているのか、そして説得に苦労はしていないのか、介護予防事業、これは運動機能、トレーニングや食事指導などによって、高齢者が介護保険のサービスを使わなくても済むようにすることを目的としたものですが、4月から、介護給付費抑制という本質を変えずに、また現場に責任を押しつける、こういう見直しが始まりますが、改正前と現在の状況の変化、その問題との対応を伺います。

次に、さきの議会でも——去年の6月かと思いましたが——質問しましたが、羽鳥幹線水路の上部の利活用について質問いたします。

国営羽鳥幹線用水路の改修工事が平成21年度完成を目標にしております。矢吹町管内は約5.6キロの施工を予定しておりますが、18年度末で約5キロが完了して、進捗率にすると約87%となっております。この工事に関しては国66.7%、県17%、また町も11%という、かなりの補助をしております。また、受益者は5.3%の負担をお願いしておるわけですが、今までにやった工事の二重賦課金もあります。この後の受益者の負担の徴収も心配しておる次第でございます。

今、私は矢吹原土地改良区の理事をしておりますが、所属している委員会において、施工完了地区、施工中の地区の現地を見てまいりました。今後、施設を管理していく関係から、水道施設の敷地の利活用について町の考えをお聞きしたいと思います。

他の市町村委員からは、本当にこの景観が変わって大変矢吹町はきれいになる、うらやましがられる、そういう声も出ております。

1つお聞きします。用水路である荷重制限14トンまでと聞いておりますが、道路として大型車が通行できないとなれば、周辺開発に対して資材の運搬等に何ら影響はないのか、また改良区の方には、周辺住民から一部駐車場として貸す予定はないのかという問い合わせもあると聞いております。貸した場合の上部活用について影響はないのか。

また、国営としては、上部については管理用道路として一部砂利敷きをすることではありますが、町としても全部とはいかないまでも、町内でも一部舗装の考え方、そういうことも必要と思います。舗装しないと、かなり風のとき砂ぼこり、土ぼこりで不自由等も出てくると思います。

21年完成の目標でございますが、いろいろ諸般の事情、大変厳しい中でございますが、これもやはり早急に利活用の検討、これの計画を立てていかなければなりません、現在の進捗状況、計画の具体化などを伺います。

○議長（根本信雄君） ただいまの、9番、藤井精七議員の一般質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 9番、藤井議員の質問にお答えいたします。

1期目の最終年度である平成19年度政治姿勢についてのおただしであります、本町が抱えている行政課題

は、少子・高齢化への対応や、地域経済の活性化、安全・安心のまちづくりなどが山積しており、課題解決のためには、持続可能な安定した財政基盤づくりが重要な課題となっております。

ご承知のように、平成19年度は財政再建3カ年計画初年度として、施政方針の中でも述べさせていただいたように、厳しい難局を一日も早く脱却し、次の世代に大きな負担を残さずに未来のまちづくりを進める大事な年度となります。したがって、今後3年間は財政再建に軸足を置くこととなりますが、このような状況にあっても、マイナス部分だけではなく、将来を見据えたプラスの部分、すなわち第5次まちづくり総合計画に基づく重点政策を確実に推進することが大変重要であり、特に平成19年度は、子育て支援事業として第3子以降、幼稚園、保育園無料事業や、三神小学校に放課後児童クラブ造設、幼稚園預かり保育拡大事業を初め、学力向上や特色ある子供教育推進事業等の各種事業とともに、若者定住促進事業や企業誘致の促進などに力を入れてまいりたいと考えております。

平成19年度は、財政再建の改革メニューを確実に実行し、厳しい中でも工夫を重ね、住民サービスの維持向上が図られるような、住民視点に立った行政サービスの展開を図り、町の将来像である「みんなで支え創造する私のふるさと、さわやかな田園のまち・やぶき」の実現を目指してまいりたいと考えております。もちろんご指摘があったように、ことしの私のテーマを「愛と信頼」と掲げさせていただいたところがございます。ご指摘のように、今後は急ぎ過ぎず、町民には信頼され安心していただけるよう、また職員との信頼関係も構築できるよう一層努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、介護保険改正前と現在の状況の変化は、問題とその対応についてのおただしであります。初めに、矢吹町の介護保険の状況についてお答えさせていただきます。

平成19年1月末現在で、65歳以上の高齢者数は3,998名で、認定者は491名、認定率は12.3%、介護サービス利用者は390名であります。法改正前の平成18年1月末と比較しますと、高齢者数で99名、認定者数で22名、認定率で0.3%の増加となっており、介護サービス利用者は増減がありませんでした。

介護サービス給付費につきましては、サービス単価の見直しや、軽度認定者へのサービス回数制限等の法改正の影響もあり、平成18年12月サービス分までの給付費は、前年比100.2%の約4億9,900万円となっております。訪問・通所系のサービス事業者の中には、前年対比で2～3割収入が減っている事業者もあるようで、介護サービス事業所の経営環境も厳しくなっていると認識しております。

なお、矢吹町の平成18年度の介護給付費は、最終的には約6億円程度を見込んでおります。法改正による新たな問題に対する対応としましては、平成18年4月に社会福祉協議会の協力を得て立ち上げた地域包括支援センター及び町内の介護支援事業所と連携し、全国的に問題になった要支援者の方々への訪問、通所等、介護予防サービスの回数制限、要支援・要介護1の認定者への介護予防福祉用具貸借等の制限、介護予防サービス利用計画作成等について、利用者の理解を得ながら対応しております。

特定高齢者の選定につきましても、選定基準が厳しい等の指摘があり、全国的に計画とかけ離れた認定数にとどまっております。矢吹町においては、今年度1,429名の高齢者に対して生活機能評価を行い、32名を特定高齢者の候補者として、地域包括支援センターでの個別訪問による日常生活の状況確認等を経て、最終的に11名の介護予防事業参加希望者を特定高齢者として選定しました。この選定した11名の特定高齢者の介護予防事業として、12月から町内3医療機関に協力を仰ぎ、専門職の指導のもと、個々の特定高齢者に合った運動等が

できる介護予防事業として実施しております。

しかしながら、特定高齢者の選定につきましては当初計画の4分の1程度であり、今回の法改正の主目的である予防重視型システムへの転換にはほど遠い状況でありますので、関係機関と協議しながら新たな選定システムを構築してまいりたいと考えております。

また、法改正により介護施設利用時の食費、居住費の自己負担の増加等により、施設からの退去等が発生しているのではないかとの問題も一部から提示されているようではありますが、矢吹町においては、現在までのところそのような事例は確認されておりません。今後もこのような事例が発生しないよう、低所得者の介護サービス利用者に対する食費、居住費の軽減制度の活用や、平成18年度から取り組んでおりますデイサービス、短期入所サービス、特別介護老人ホームにおける介護サービス自己負担分及び食費、居住費の4分の1を軽減する、社会福祉法人による利用者負担軽減制度について、より充実した低所得者対策となるよう、関係機関と連携を深めながら協議しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、羽鳥幹線水路上部利用計画は具体化されて進んでいるかについてのおただしであります。矢吹町内の羽鳥幹線水路工事につきましては、平成21年度完了予定に向け工事中でございます。これらの工事完了後、パイプ布設上部の利用計画につきまして、農林水産省東北農政局隈戸川農業水利事業所や、矢吹原土地改良区と事業の調整を図っているところでございます。

従来の水路は開水路で中心市街部が東西に分断されているため、用途地区にもかかわらず水路沿線は未利用地が多い状況であります。このため、暗渠化に伴う水路上部を生活道路（町道）及び防災上の空間として活用を図るため、隈戸川農業水利事業所や矢吹原土地改良区と協議し、町道として認定する方向で協議中でございます。これらの事業につきましては、第5次矢吹町まちづくり総合計画の主要事業に位置づけておりますので、町民の意見を取り入れ計画的に整備してまいります。

整備計画の規模としましては、新町弥栄線の新道踏切付近から北町地内までの延長約2,700メートル、車道幅員5.0メートル。全幅員6.0メートル程度で、国営幹線水路の構造物に影響のない重量規制等を考慮した道路整備をしたいと計画しております。

なお、自動車等の荷重制限が14トンということであるが、道路としての利用に支障がないかについては、担当課長の方から後ほど説明をさせていただきます。

また、駐車場としての利活用については、整備計画の中で取り組んで整備してまいりたいというふうを考えております。

なお、用地が確保できる場所については、歩道や緑地帯を設け、構造上支障がない箇所については、一部せせらぎ水路等の計画もしてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で私の答弁とさせていただきます。

○議長（根本信雄君） 答弁を求めます。

都市建設課長、坂本明司君。

〔都市建設課長 坂本明司君登壇〕

○都市建設課長（坂本明司君） それでは、9番、藤井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど町長も述べましたとおり、荷重制限につきましては14トンということでお答えしてございます。

沿線につきましては、主に用途地域指定につきましては住居を目的とした地域であるというふうなことから考えまして、14トン荷重ということで、道路を通行しても支障はないものと理解いたしておるところでございます。

なお、大きな車の重量制限がそれ以上必要な場合においては、道路上に鉄板等を敷いて、それ以上の車の通行を特別な許可をして、通行も可能かというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（根本信雄君） 9番、藤井精七議員、再質問ございませんか。

9番。

○9番（藤井精七君） 政治姿勢について再度伺います。

平日の役場の窓口体制、利用時間を午後7時までで延長、役場組織の再編ということで、人事考課制度の運用が19年度からかなり図られると思いますが、こういう厳しい行財政改革の中での人事考課制度、成果主義でございますが、いろいろな面で競い合いながらも助け合って働くことのできる、そういう組織でなければならぬと思います。こうした状況が厳しい中、私は職員同士のハラスメントというか、嫌がらせと申しますか、そういうのが出てくるのではないかと、出る可能性もあるのではないかとというような、そういう心配もいたします。いつでも追い込まれる状況がふえて周りの支えが弱くなってしまふ、こういうときに、ハラスメントをする側の方も、自分が嫌がらせをしているわけではないが、気づかないうちにそういうことになっている。今、新聞等いろいろ見ますとそういう職場がふえているというように聞いております。

こうした中で19年度からの人事考課、これにはやはり、そうした防止の取り組みもあわせてやっていかなければならないと思います。そうしたハラスメント防止のための施策、方法などは検討しているのか伺います。

○議長（根本信雄君） 9番、藤井精七議員の再質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 9番、藤井議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

私の政治姿勢も含めて、町の役場組織の改編、さらには人事考課制度ということで、厳しい状況が待っているというようなことで、特に人事考課制度についておただしがありました。

競い合いながらも支え合う組織でなければならぬと思う。私も全く同感でございます。職員同士の競い合い、さらには嫌がらせ——ハラスメントというような表現をされておりますけれども、そもそも人事考課制度については、前にも同僚議員ということで鈴木議員の方からも職員の課長への登用についてのそういう考え方もございますが、そもそもは職員同士のコミュニケーション、さらには職員の能力開発、そういったこともあわせ持った人事考課制度というものを私自身は考えておりますので、そういうことで人事考課制度を取り入れていきます。もちろんそういう嫌がらせや競い合いだけが前面に出てくるようなことのないように、そういった人事考課制度にしていきたいというふうに思っております。そのためにも、内部での職員研修の徹底を図りながら、適正な人事考課制度の運営に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（根本信雄君） 9番議員、再々質問はございませんか。

○9番（藤井精七君） 了解。

○議長（根本信雄君） 了解ですか、はい。

以上で、9番、藤井精七君の一般質問は打ち切ります。

---

#### ◇ 棚 木 良 一 君

○議長（根本信雄君） 続きまして、通告7番、10番、棚木良一君の一般質問を許します。

10番。

〔10番 棚木良一君登壇〕

○10番（棚木良一君） どうも皆さん、こんにちは。

きょうの最終質問ということになりますが、7番目ということで同僚議員の質問とダブる点もあるかと思いますが、私なりに質問をいたしますので、ひとつご答弁もよろしくお願ひしたいと思います。

まず最初に、町民に負担を転嫁しない財政再建計画についてということで、質問をいたします。

夕張市の財政破綻が大きな話題になり、どこの自治体も夕張市のようになるかのような報道が連日のように取り上げられ、我が町だけは夕張にならないようにと、多くの町民の皆さんは心配したことと思います。

そのさなかに、県内の実質公債費率が発表されました。矢吹町は24.3%、ワースト3、全国36位とマスコミの報道、そして借金も180億円。町民の皆さんも、このことについては大変驚いたことと思います。このことについては、議員の一人としてその責任は痛切に感じています。財政再建についても、町民に負担をかけないで進めていかなければならないというふうに思っております。同僚議員の皆さんもそう思っているのではないかと思います。

町の財政3カ年計画についての説明会でも議員に対する批判が多く、役場と議員でなれ合いみたいなものを感じる、このようになった責任をとるべき、このような計画は町民がもっと参加してやるべき、また、町民に負担をさせないで検討していただきたい。お互いに支え合う以前に、まずみずから厳しさを見せてほしいといった町民の声があったわけであります。そのようなことから、財政再建については、町三役を初め議員、町職員一丸となって、福祉や住民サービスは後退させない、そして町民に負担をさせない財政再建に取り組むべきではないかと思います。このことについて町長の見解を求めたいと思います。

これについては、なぜそうなったのかという点では説明会でも言っておりますが、大きくは2つの要因があると思います。

1つは、1990年代にバブル経済が崩壊した後、国の景気対策に同調させられ、積極的に公共事業を集中的に進め、その借金がふえ、今その返済を進めているところで、矢吹町は今、返済のピークに達しているところであるわけであります。教育や福祉を除く地方自治体の公共事業の借金は、91年度末の約20兆円から2002年度には約80兆円と、何と4倍にふえていることを見ても明らかであります。

もう1つの要因は、小泉内閣が進めてきた三位一体の改革で、地方税などでは標準的なサービスを賄えない自治体には財源を保障している地方交付税が、3年間で5兆円余り減らされたことであります。特に2004年度は2兆9,000億円も一方的に削減し、我が矢吹町もこれまで7億円の地方交付税の削減ということになってき

て、大変な事態になったわけでありませう。

しかし、それではどこの自治体も夕張のように財政破綻になるのかと、そういう状況になっているのかといえは、そうではないと思ひます。例えは地方の借金は約200兆円、2007年度末で政府見通しとしては199兆円なんです。そういうふうには強調されておひますけれども、しかし内訳を見れば、33兆円余りは国が地方交付税の財源として借り入れたもので、国自身が国と地方の重複分として国の借金に勘定しておひます。

また、水道や公営交通、公立病院などの公営企業にかかわる借金、27兆円、普通会計負担分を除く地方債は約140兆円、そのうち50兆円余りは、減税や財源不足の補てんのための国の施策や制度変更による借金なので、返済の全額を国が保証しておひます。これも交付税措置でありませう。

また、公共事業のための借金も、多くは国が一定割合借金によって5割とか3割などを保証しておひます。

このように、地方の借金は巨額ですが、国が負担、保証する分が相当額を占めておひます。地方の予算規模の約90兆円余り、2005年度決算では93兆円に照らして考えてみると、破綻に直面しておひますという事態ではないことがわかるのではないかとと思ひます。むしろ、多くの自治体は今心配しておひますのは、将来の財政運営を危惧しておひますのは、過去の借金の多さもありませうけれども、そればかりではなく、政府が地方交付税の見直しという名による削減を基本方針としておひますことを一番心配しておひます。

そういった点では、町は住民の暮らしと福祉、地方自治を守り充実させるために、地方の標準的な行政サービスを保障する財源としての地方交付税の制度の根幹を守り抜いて、必要な総額を確保することが、今必要なわけでありませう。そういった点で、国へそのことを要求していくことが最も大切であると考えますので、町長はあらゆる機会に、地方交付税の削減ではなくて、これまでどおり地方交付税を交付してほし、こういうことを国に要求していくべきであると思ひますので、町村会などの会合、あるいは県に行ったり国へ行ったりしたときに、ぜひ要望しておひますたいといふふうにおひます。

先日、週刊誌の報道があつたわけでありませう。それはどういふことかといひますと、週刊誌の中で3月10日、全国市町村の倒産危険度ランキングといふことが書いてありました。私も買って読んでみたんですが、これはどういふことかといひますと、地方財政関連の指標は理解しにくいものが多いと。そこで4つの指標を組み合わせて、一目で2005年度末の1,821市町村の財政状況、倒産危険度がわかるようにランキングを作成したと。地方財政に目を向ける一歩としておひますたい、こういうことであつたわけですが、その中で夕張市は倒産危険度が31.55で、全国で第2位なんですな、財政破綻した夕張市が。矢吹町はどのくらいかといひますと、危険度は23.27、順位は191位です。経常収支比率は93%で、順位が608番目、公債費率は24.3%で37位、将来負担比率は23.98で383位、財政力指数は0.49で975位と、こういうことでありませう。

福島県内では、一番危険度が高いのが玉川村、三島町、西会津町、南会津町、白河市、矢吹町、泉崎村といふことで、矢吹町は県内では6番目に倒産危険度が高いといふことになりませう。

特に夕張キャンペーンでは、矢吹町でもこの夕張の財政再建についての、財政破綻をした夕張市はこういうふうになるんだといふようなことで、広報などでもお知らせしておひますけれども、これは夕張のような行政ではひどいことになるといふ見せしめ効果も生んでおひます、そういうわけでありませう。地方行政サービスをそのために自粛する動きも出ておひます。もちろん、過大でむだな行政サービスは見直しすべきであり

ますが、三位一体の改革による地方交付税の削減を無批判的に前提として、第2の夕張にならないようにという理由から、住民要求を押さえたり、あるいは負担を引き上げたりすることは、私は地方自治のあり方としては問題があるのではないかというふうに思います。

そういった点で、今から7年前、2000年3月、お隣の泉崎村が財政破綻をし、68億円に及ぶ財政赤字だったわけです。それを、これまで県から借りた借金も返して、今、68億円あった借金も20億円くらいになったということで、現在全国から注目されております。その中で、泉崎村はどのようなことをやったかといいますと、破綻寸前の村が今や総合福祉の村ということで、財政負担を町民に負担をさせないで、いいことをたくさんやっているんです。例えば保育所や児童館、幼稚園などの利用料は据え置いたまま、朝7時半から夕方6時半まで受け入れ、待機者なしの希望者全入を実現した。高校、大学進学者への奨学資金制度も財政破綻後に実現し、希望者全員に貸し付けている。財政破綻で建設事業に手を出せなくなると、必然的に福祉、教育、住民サービスに力が入るのだと、それで村民との協働が役場職員のやる気とアイデアを引き出したと、こういうことを言っております。特に、前にも無料職業紹介所でも質問したように、これまでに60人、就職をあっせんしたということも出ております。

そういった取り決め、やる気になればできるというふうに思うんです。そういった点で、町民に負担をさせないで財政再建をやっていただきたいというふうに思いますが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、常勤特別職の退職金について、町長の認識と、廃止することについて質問をいたします。

町長や教育長の退職金は、一般の職員と一緒に福島県市町村総合事務組合で共同処理され、各市町村の退職手当の財源となる負担金の割合や退職手当の支給率などは、同組合の条例や規則で決められているということでもあります。これまでの答弁によると、町長の退職金は在職月数掛ける100分の48で計算されるということですが、町長や教育長、4年間やってやめた場合、それでは幾らになるのか、月にすると幾らなのか、報酬とあわせると月幾らくらいになるのか、具体的にお聞かせいただきたいと思います。

また、一般職員の場合の退職金積み立て、つまり財源ですね。町長と教育長の違いはあるのか、どこから出ているのか、本人負担もあるのか、これらについてもお尋ねいたします。

そしてまた、以前、退職金の見直し、やめることについて質問したときに、町長は見直しもしないし廃止も考えていないという答弁であったわけであります。財政再建計画の中にもこのことについては触れていないし、もちろん入ってもいい。外に優しく内に厳しくということも再三言っておりますけれども、これでは町民は納得しないのではないかというふうに思います。町民に負担を求める前に、まず自分たちでできるものは見直しをするべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

私の計算では、町長の場合には4年間務めて1,500万円くらいになるのかなというふうに思うんですが、一般サラリーマン、町内で働いて一生勤めて、やっともらえる額、あるいはもらえないんです。職場によっては、とてもそんなにももらえないところもたくさんあります。町民の目線から見たら絶対におかしいと思います。このことについての町長の認識についてお尋ねをいたします。

次に、高い国民健康保険の税金であります。

国保積立基金の活用や、一般会計からの繰り入れなど、あらゆる方法で引き下げるということについて質問い

たします。

国民健康保険証取り上げ問題が大きな社会問題になっております。自営業者や年金生活者、フリーターなど4,700万人、国民の約4割が加入する国民健康保険、高い保険税が払えず滞納になっている世帯は、全国で480万に上ります。うち35万世帯が保険証を取り上げられ、窓口で医療費全部の支払いを求められる資格証明書を発行されています。そのために病院に行けず命を落とす人もいっているとされており、まさに金の切れ目が命の切れ目になりかねない状況になってきています。このことは3月10日、新聞紙面でも大きく取り上げられ、皆様も既にご承知のことと思います。国民健康保険料、滞納480万世帯、過去最多、福島県の滞納率は20%、2000年6月1日現在7万8,627世帯が滞納、前年比7,879世帯の増と。

幸い、我が町は資格証明書は交付しておりませんが、短期保険証は17年度491件、18年度345件交付しています。今後ともぐあいが悪くなったとき、保険証を手元に安心して病院にかかれるようにしていただきたいと思えます。

高い国保税については町民の皆さんからも、税金を納めるだけで精いっぱいだと、何とかしてほしい、払いたくても払い切れない、何とか引き下げてほしい、これが町民の切実な願いであります。以前も言いましたけれども、矢吹町の健康保険の税金は、15年度は福島県内で第2位、町の部は第1位、8万4,759円です、1人当たり。16年度は県内で第5位、町の部は第1位で8万6,339円。17年度も県内では第2位、町の部は1位で8万6,728円。ご承知のことと思いますが、国保に加入している方々は商店などの自営業者、農家、年金生活者、リストラなどの失業者、無年金者など弱者と言われる低所得者が多いわけであり、矢吹町の国保世帯50%以上が軽減世帯で、そのうち3分の1が33万以下の国保世帯、このことを見ても明らかであります。このように所得の少ない方々にとっては大変な負担になり、払いたくても払い切れないことになってしまいます。長引く不況のもとで町民の生活は深刻であります。今、町民の要望は、高い国保税を引き下げてほしい、これが町民の切実な願いでありますので、国保基金の活用や、あるいは一般財源からの繰り入れなど、あらゆる方法で引き下げ、町民の切実な要望にこたえていただきたいと思えます。町長の見解を求めます。

そしてまた、町民非課税で国保税は幾らになるのか、所得が生活保護基準、あるいは町民税均等割非課税基準の場合、国保税額がどれくらいになるのか、そして、こういった所得の少ない方々のために、今こそ実効ある町独自の減免制度が必要であると思えますので、そういった減免制度についての町の対応についてお尋ねをいたします。

次に、役場に無料職業紹介所を開設し、雇用の確保に全力を挙げて取り組むことについてであります。

野崎町長が就任してから、はや4年目を迎えるわけであり、雇用対策については、これまで企業訪問や雇用促進と企業誘致を促進するための雇用促進奨励事業や、矢吹町やぶき経営懇話会の立ち上げ、産業祭の開催、そして町外の企業についても、県の東京事務所の情報をもとに訪問活動や情報の提供などを行ってきたわけであり、ここに来て、次々と企業誘致が決まってきたことは、町民にとっても喜ばしいことでもあります。

無料職業紹介所を開設して雇用の確保に全力を挙げて取り組むことについては、これまで質問してきたわけであり、今後とも雇用情勢、資格取得などを含め、調査研究を継続してまいりますので、開設につきましても猶予させていただきたいという答弁であったわけであり、町長も任期の最終年度と

いうことになってきているわけであります。第5次進行計画でも、これらについては新規事業として載っておりますので、そういった点について、どのような見通しになっているのかお尋ねいたします。

○議長（根本信雄君） 10番、棚木良一議員の一般質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、棚木議員の質問にお答えいたします。

町民に負担を転嫁しない財政再建計画についてのおただしであります。初めに財政再建3カ年計画の中では、5つの基本的な考え方を示しております。

まず1つ目は、町民生活への影響を第一に考え、行政内部の改革、つまり内部管理経費の削減や人件費などの削減を第一に進めるという考え方です。

2つ目は、限られた財源の中で優先度の高い事業を厳選し、効果が低い事業は見直しを行うというものです。

3つ目は、不公平を解消するため、滞納等の対策を強化するというものです。

4つ目は、企業誘致などを積極的に行い、税収のアップを図るほか、不用財産は処分を進めるというものです。

最後、5つ目は、町民の皆様にもご理解をいただき、ある程度の負担をお願いするというものです。

このように財政再建3カ年計画では、内に厳しく外に優しいを基本に、まずは役場内部の改革を行い、その次の段階として、受益者負担の考え方から必要最低限のご負担をお願いするというものであります。

住民サービスは、時代とともに変化し多様化しております。例えば介護保険や子育て支援はその代表でしょうが、今までは介護や子育てというものは家で家族が担っていましたが、現在では公が担う時代になっております。今後、本格的な少子・高齢化社会に入りますと、ますます財源をどうするのかという問題が発生してきます。そのときのため、財政再建3カ年計画では、脆弱な財政基盤を強固なものとし、持続可能な地域づくりを行うための財政基盤の再建を柱に掲げております。決して町民の皆様方に負担を転嫁するのではなく、例えば下水道会計については赤字となっていることから、赤字額を一般会計からの繰出金で賄っております。県の財政診断においても、他の類似団体から比較して本町の繰り出し額が多いとの指摘があることから、公平な受益者負担の観点から、赤字額の一部を受益者の皆さんに負担をお願いするものであります。また、他の施設の使用料についても、公平な受益者負担をお願いするものであります。

内に厳しく外に優しい、この考え方は財政再建のみならず、今後の行政運営の基本姿勢として取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、おただしの国への要望については、今までも町、町村会を通じて実施してはりましたが、今後も継続してまいりますので、重ねてご理解とご協力をお願いいたします。

次に、常勤特別職の退職金についてのおただしであります。おただしの件については、昨年9月の第333回定例会において棚木議員に回答した内容と変わるものではありませんが、当町は県内の市町村で組織する福島県市町村総合事務組合に加入しており、町三役、教育長及び職員の退職金は、総合事務組合の市町村退職手当に関する条例に基づき、三役、教育長及び職員が、それぞれに定められた率により退職手当負担金を納入することとされており、この退職負担金は予算に基づき全額町より支出しております。なお、町長等、三役及び

教育長に係る退職手当負担金は、年間693万5,000円となっております。

また、退職手当の支払いにつきましては、退職の日から1カ月以内に支払うことと規定されており、懲戒免職や禁固以上の刑等、特別な場合を除いては総合事務組合の条例に基づき支給されることとなっております。4年間で町長等合わせて2,836万5,000円となっております。しかしながら、町長等、常勤特別職に対する退職金を廃止することは、当町が総合事務組合を脱退しない限りできないものであり、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、数値的な内容についてのおただしについては、総務課長から答弁をさせます。

次に、高い国民健康保険税を引き下げはとのおただしであります。国保税はその年に必要と推計される医療費の総額に対して、必要額を国保加入者の所得等に応じて課税するものであります。国民健康保険特別会計には、国・県とともに市町村も一定割合を負担しているところであります。国保税を健全な水準とするためには医療費をいかに抑えるかですが、平成14年10月の医療制度の改革に引き続き、平成18年10月から平成20年4月にかけて、再度、制度の改革が行われているところであります。

この改革により、医療費抑制効果が期待されるとともに、自己負担水準の適正化、質の高い医療の確立への期待が高まっているところであります。

また、団塊の世代の退職に伴って将来大幅な増加が予想される老人医療に対しても、県内全市町村が加入する福島県後期高齢者医療広域連合が設立され、平成20年4月実施に向け体制整備がなされております。

国保給付費支払い準備基金は、現在約1億1,232万2,000円となっております。これは厳しい国保会計を背景に、昭和63年度以降、利子のみの積み立てとなっており、繰越金等の積み立てができない状況にあります。予測不可能な流行性疾患などによる突発的な保険財政の変動に対応するためには、一定の基金の保有が不可欠であり、今後とも国保財政の健全かつ安定した運営を図るために、基金を運用していきたいと考えております。よって、支払い準備基金の取り崩し等による引き下げについては、当面考えておりません。

次に、関連して国保税に関するおただしであります。現在、矢吹町における所得割課税基準は、1世帯当たり33万円以下となっております。33万円以下の場合、ひとり世帯で均等割2万7,600円と、平等割3万3,800円の合計額の7割が軽減され、1万8,400円の課税額となります。よって、これが生活保護基準と同等の税額になると考えられます。

また、低所得者に減免制度を設けてはどうかのおただしであります。平成18年度の軽減世帯1,634世帯については、国保加入全世帯の47.57%を占めており、現在も軽減措置をとらせていただいております。仮に減免となりますと、その全額が一般の加入者に転嫁することとなりますので、おただしの減免制度を創設することは望ましくないと考えますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、役場に無料職業紹介所を開設し、雇用の確保に全力を挙げて取り組むことについてのおただしであります。第332回定例議会でも答弁しましたように、ハローワークの求人情報を公共施設に設置し、情報の提供をまいりました。また、積極的な企業誘致を図り雇用の確保に努めるとともに、私自身が企業訪問等を通して、正規社員が一人でも多く雇用されるよう要望してきたところであります。

現在の雇用情勢は、景気の回復により企業の雇用拡大傾向にあること、そして今年度、積極的な企業の誘致を推進してまいりましたところ、3社の誘致が確定し、うち1社が既に操業を開始し、また2社が4月以降に

操業を開始することになっておりまして、この3社で70名の新規雇用が図られる状況にあります。

したがって、無料職業紹介所の開設につきましては、今後の雇用情勢の変化等を見きわめながら、必要な時期に開設することを念頭に置きながら、企業誘致体制の強化をし、さらなる企業誘致に努めるとともに、今後も企業訪問等を通して、より多くの正規社員の雇用について要望をしてみたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（根本信雄君） 答弁を求めます。

総務課長、内藤正昭君。

〔総務課長 内藤正昭君登壇〕

○総務課長（内藤正昭君） 10番、棚木議員さんのおただしにご答弁させていただきたいというふうに思います。

町長等の退職手当の負担金の額はというふうなおただしでございます。

まず、退職金の方からご説明させていただきたいというふうに思います。現在、町長も20%カットをして給与を算定しておるといふようなことございまして、給料月額が66万3,000円でございます。48カ月で0.4%というふうな率になってございまして、概算で1,528万円程度でございます。

次に、助役につきましても10%カットしておるといふようなことございまして、本俸の給料月額が57万6,900円掛ける48月掛ける0.29というふうなことで、約803万円程度でございます。

次に、教育長でございます。これも10%カットしておりまして、52万6,500円掛ける48月というふうな形でございます。支給率が0.2というふうな形になってございまして、505万4,000円というふうなことになってございます。

これはあくまでも試算でございますので、これらに近い数字が出てきているというふうなことご理解いただきたいというふうに思います。

本来の退職金は、説明でもお話をしましたように、本来であれば町長は20%増の82万9,000円、助役については10%カット前の64万1,000円、教育長につきましては10%カット前の58万5,000円というふうな形で、給料を減額していない場合は、町長におきましては1,910万円程度、助役におきましては892万2,000円程度、教育長につきましては、561万6,000円程度でございます。

次に、退職手当の負担金の額というふうなことでございます。これも給与カット後の額で積算というふうな形になってございまして、町長の給料月額が、66万3,000円掛ける12カ月掛ける0.329掛ける4年というふうなことで、町長につきましては1,047万円程度、助役については、57万6,900円掛ける12掛ける0.329掛ける4で、911万円程度です。教育長につきましては、52万6,500円掛ける12掛ける0.329掛ける4年というふうなことで、831万4,000円程度の負担金をお支払いしているというふうなことでございます。

これは町長が答弁しましたように、全額が町負担というふうな形でございます。負担金の方から支払っているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（根本信雄君） 10番議員、再質問はございませんか。

10番。

○10番（棚木良一君） 町民負担を軽減しないで財政再建計画についてということで、再質問をいたします。

町長は、受益者負担ということを盛んに言われております。財政再建の中で受益者負担は公平の原則からいってやるんだというようなことでありますけれども、受益者負担が、いわゆるつまり納税者の皆さんは地方税は受益者負担として徴収されているわけですから、既に納入済みであるという認識が必要だのように思います。安易に使用料や手数料の増加に歳入増の道を求めるべきではないと思います。このようなことをしていったらば、低所得者や若い世代が町外に流出して行って、なお町が損失をするという結果になるのではないかと思います。そういった点について、ご答弁お願いいたします。

また、財政再建の中で中学校の建設もあるわけでありましてけれども、先日、区長会の役員と議員との懇談会が、矢吹中学校建設についてということであったわけでありましてけれども、その中で区長さんの皆さんが、財政再建のさなかに中学校も両方やっていくんだというようなことでは、大変心配していたわけです。議会としても、財政再建をやりながら中学校建設をしていくんだというような……

○議長（根本信雄君） 棚木議員さん、マイクを近づけてください。

○10番（棚木良一君） というようなことであったわけでありましてけれども、そういった点について、財政再建は中学校の建設と両方やっていくというふうな点では、大変無理があるのではないかというふうに思います。先ほども言いましたように、公債費率、つまり、まだ中学校の借金も何もしないうちの、町のいわゆる公債費率が24.3%であったわけでありまして。これが借金をしますと、どのようになっていくのか、その点についてお尋ねいたします。

それと、2番目に常勤特別職の退職金についてでありますけれども、町長は1,500万円以上になるわけでありましてけれども、これは一般町民の目線から見た場合には私はおかしいのではないかというふうに思います。退職金は答弁なかったんですが、全額町民が納めた税金ということですね。町長が報酬の中から納めるということではないわけでありまして。幾ら総合事務組合で取り扱っていて、矢吹町単独で減額したり廃止したりすることは難しいといっても、このままにしておいていいはずはないと思います。

先ほども言いましたけれども、財政再建といって町民負担を求める前に、まずはこういったことを廃止していくべきではないかと、再度お尋ねをいたします。

次、3番目に、国保税の引き下げについてであります。

先ほども言いましたように、矢吹町の国民健康保険の税金は、ここ数年、町の部では第1位、そして県内では第2位、第5位、こういう経過できているわけでありまして。恐らく18年度の決算でもそのようになっているのではないかと思います。

じゃ、医療費はどうなんだといいますと、医療費は一般被保険者で40番目なんです。20万4,810円、これの町村の平均は21万1,246円ですから、それよりも矢吹町は医療費は少ないんです。退職者はどうかといいますと21位です、37万5,506円。町村の平均は35万1,110円で約2万円高いんです。老人保健のいわゆる受給者分医療費はどうかといいますと、1人当たり82万8,358円です。これは町村の県平均では70万2,170円ですから12万以上高いんです。7位です、県内で。そして県の平均では39位です。医療費が、このように県では39位という低い位置にあるわけですが……

○議長（根本信雄君） 棚木議員さん、一般質問中ですがけれども、あと2分です。

○10番（棚木良一君） 税金だけは一番高いということで、やはりこのことについては、私は国保積立基金、全部とは言いません、例えば3,000万なり5,000万なり活用して、そしてやはり、この税を引き下げる、そういったことが大切ではないかと思えます。

特に、町民の皆さんの生活が昨年は定率減税の半減廃止、半分廃止になって、ことしは全部廃止になります。そのほか年金から医療保険から改悪されて、町民の負担は大変なものになっているわけですから、そういった点で、ぜひともこの医療費は引き下げてほしいというふうに思いますので、断固としてやっていただきたいと思えますので、再度、答弁をお願いいたします。

そしてまた、この本年度の予算の中では、前年度と比較しますと2,117万円が増になっております。本算定は6月でありますけれども、これは値上げする見通しなのか、その辺の見通しもお聞かせいただきたいと思えます。

最後に4番目、無料職業紹介所の開設についてであります。

これについては、泉崎村では村長さん初め職員の方々、専門の方もいるわけでありましてけれども、村に職務経歴書ですか、いわゆる履歴書をつけて申し込むわけです。それを村長さんや担当課の方が企業を訪問したときに、どうですかということでやるわけです。そういう点では大変いいんではないかと思えますので……

○議長（根本信雄君） はい、もう終わりですので、棚木議員さん……

○10番（棚木良一君） ぜひともこの無料職業紹介所、開設していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（根本信雄君） 10番、棚木良一議員の再質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、棚木議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

まず1点目に、町民に負担をさせないで、きちっとした町の考えを打ち出してほしいというようなことで、私が常に受益者負担、公平の原則を、そういう話をしているが、既に税金を払っている住民の方はそういった負担をしているんだというような考え方を述べておりますが、私はそうではなくて、あくまでも施設を利用する方については大きな負担を強いるのではなくて、利用される方についても薄い負担の中で負担をしていただくのが、本来あるべき姿だというふうに理解をしております。

なぜかというふうに申しますと、無料もしくは減免というような考え方で、今いろんな施設を利用しているんですが、利用される方にも負担をすることについてやぶさかではないという考え方を持っている方もおりますし、また施設をきちっと利用していただく上においても、自分たちは負担をしながらも利用しているんだと、そういうような考え方をきちっと持っていただきたいと、そういう考え方も含めて、今回財政再建3カ年計画の中で、使用料、手数料の薄い負担、公平な負担というものを考えさせていただいておりますし、また、下水道、農集排についても同じような考え方で、加入したからにはきちっとした負担をしていただくと、これは企業として独立採算制の問題もありますし、そういったことで公平な利用の負担というものを広く町民の方に訴えていきながら理解をしていただきたいと、そのように考えております。

もちろん使用料、手数料については、この後、温泉、プール、社会体育施設、さらには公共下水、農集排に

ついても住民説明会を開いて、そういった考え方を十分に住民の方に理解をしていただくような、そういう住民説明会も開催していきますので、その際、再度説明を申し上げていきたいと、そのように思っております。

それから、財政再建で区長会と議会の方で話し合いをして、矢中と財政再建を同時並行で両立するのについては大変難しいのではないかと、無理があるのではないかとというようなおたがいでございますが、これについては財政再建説明会、さらには皆様の方にも説明をしました財政再建3カ年計画、その後の平成27年までの集中改革第2次のプランにも説明してあり、今のシミュレーションの中では、大変厳しい中であってもそういった見通しについては立てながら説明をしておりますし、その目的達成のために最大限の努力をしていくということでございます。

中学校建設の時期、さらには場所等については、前々からお話ししておりますように議会、さらには住民との説明会の中で、きちっとまた、そういった協議をしてみたいと思いますので、そういったものについての方向性についても、きちっと出していきたく思っております。

さらには、私を含めて特別職の退職金、全額町民が税金として納めたものということについては、私もその内容等については十分にその重みも理解しているつもりでございます。今後、慎重に検討をしていきたいと、そのように考えております。

それから、国保と医療費の問題で、議員の方から県で39位、さらには積立金の問題も含めて、今後のあり方についてご指導いただきました。積立金の取り崩しについては、本当に一たび流行性の感冒がはやったりすると、一遍に国保税が上がってしまうと、そういうことも予想されておりますし、今後のあり方については、積立金の取り崩しについては崩さない方向で考えておりますが、ただ、それらについても十分に、今、棚木議員の方からご指摘のあったことを踏まえて検討していきたいと思っておりますし、また積立金ばかりを取り崩すのではなくて、町では平成19年度ヘルスステーション設置事業ということで、住民の皆様の医療費、介護給付費も含めてかからないような、そういう予防システムも全面的に事業として取り入れながら検討していきたいと思っておりますので、総体的な医療費の伸びの抑制、そういったものも検討してみたいと考えております。十分に今の棚木議員のご質問、おたがしについても検討をしてみたいと思っております。

無料職業紹介所については、必要性の有無も含め、今後さらにまた検討を加えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

もう1点、中学校と財政再建の問題で、実質公債費率の推移がどうなるんだということについて抜けておりましたので、追加説明をさせていただきます。

平成19年度については25%、平成20年度が24.3%、平成21年度が22.2%、平成22年度が20.8%、平成23年度20%、平成24年度以降は19.7%、平成27年度には17.8%と、そういったシミュレーションを現在のところ立てておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（根本信雄君） 以上で、10番、棚木良一君の一般質問は打ち切ります。

以上で本日の一般質問は打ち切ります。

ここで、一般質問に対する町長の答弁保留事項について、文書で報告がありましたので報告いたします。

報告事項は配付のとおりであります。

---

◎散会の宣告

○議長（根本信雄君） 本日の会議を閉じます。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時38分)